

総務文教委員会

平成27年3月12日(木)

## 総務文教委員会

日 時 平成27年3月12日(木) 午前10時00分開会—午後 2時29分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 道工委員長、反保副委員長、鍛冶、奥野、田島、中原、辻下  
小川副議長、竹内監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 川端、豊国、出口、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長  
井井まちづくり戦略室長、古谷総務部長  
四至本財政改革部長、中田(道)教育次長、西企画政策監  
岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事  
岸本危機管理監、廣田(節)会計管理者  
萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長  
阪本総務部副理事兼人権推進課長、廣田(尚)まちづくり戦略室人事担当課長、  
寺田企画政策担当課長、川端危機管理担当課長、今坂総務課長  
相馬財政改革部副理事兼財政課長、澤財政改革部税務課長兼行革推進課長  
山路教育委員会事務局指導課長、中村教育委員会事務局文化センター所長  
天野教育委員会事務局淡輪公民館長、森長指導課参事  
向井教育委員会事務局淡輪幼稚園長、  
竹下教育委員会事務局学校教育課主幹兼学校給食共同調理場係長  
内山教育委員会事務局学校教育係長、南総務課総務管理係長  
中田(美)会計課会計係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

道工委員長 ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名です。欠員1名です。理事者については全員の出席でございます。よろしく申し上げます。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくお願ひいたします。

3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案13件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願ひをいたします。

議案第2号「平成26年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

相馬財政改革部財政課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成26年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件のうち、総務文教委員会に付託されました歳入予算につきまして、ご説明をいたします。

9 地方特例交付金、1 地方特例交付金、地方特例交付金といたしまして、1 4 2 万 9, 0 0 0 円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、地方特例交付金の交付決定に伴うものでございます。

次に、1 0 地方交付税、1 地方交付税、地方交付税といたしまして、7 7 万 9, 0 0 0 円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の交付決定に伴うものでございます。

内山教育委員会事務局学校教育係長 続きまして、1 7 寄附金、1 寄附金、小学校費寄附金としまして、1 0 万円を増額補正するものです。

内容につきましては、小学校の教材用としまして、国際ソロプチミスト大阪りんくう様より5万円、深日小学校卒業生様より5万円の寄附金を増額補正するものでございます。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、1 8 繰入金、1 基金繰入金、財政調整基金繰入金といたし

まして、948万7,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算の財源調整に伴うものでございます。

今坂総務課長 続きまして、2特別会計繰入金、4淡輪財産区特別会計繰入金としまして、921万2,000円の増額補正を行うものです。

これにつきましては、淡輪地区財産区有地の土地売却収入のうち、町収入として49%相当額を淡輪財産区特別会計より一般会計に繰り入れるものです。

以上、当委員会付託分、歳入合計といたしまして、1,814万9,000円の増額補正を行うものでございます。

廣田（尚）まちづくり戦略室人事担当課長 続きまして、歳出です。

委員会資料の2ページをごらんください。

1総務管理費、一般管理費人件費（一般職）としまして、1,092万5,000円を増額補正するものです。

内容としましては、今年度末での退職の申し出が2名あり、その分の退職金支払いの必要が生じ、今回補正をお願いするものです。

同じく、一般管理費人件費（一般職任期付職員）としまして、372万円の減額補正をするものです。

内容としましては、高齢福祉課の保健師の産休対応として任期付職員を1名配置しておりますが、その人件費を、当初予算計上時は総務費の一般会計で産休職員用予算として予算措置をしておりましたので、本来、支出すべきである介護保険特別会計保険事業勘定へ振りかえるものでございます。

川端危機管理担当課長 続きまして、9消防費、1消防費、消防総務費、泉州南消防組合負担金としまして、901万1,000円を増額補正するものです。

内容としましては、平成27年3月末をもって早期退職される泉州南消防組合職員4名の退職金でございます。これに係る負担金につきましては、本年2月9日開催の平成27年泉州南消防組合議会第1回定例会議におきまして可決されましたことにより、岬町の負担割合に応じた負担金を増額補正するものです。

続きまして、消防団員退職報償金としまして、62万3,000円を増額補正するものです。

内容としましては、平成27年3月末をもって退職される消防団員2名の退職報償金を増額補正するものです。なお、この2名に係る消防団員等公務災害補償等共済基金からの

歳入につきましては、退職後の平成27年4月以降の申請となるため、平成27年度当初予算に計上済みです。

内山教育委員会事務局学校教育係長 続きまして、10教育費、2小学校費、小学校教材費の図書購入費としまして、10万円を増額補正するものです。

内容につきましては、10万円の寄附金を活用し、多奈川小学校に5万円、深日小学校に5万円の図書の購入をするものです。

以上、当委員会付託分計といたしまして、1,693万9,000円を増額補正するものです。

天野教育委員会事務局淡輪公民館長 続きまして、債務負担行為の補正追加分につきまして、ご説明いたします。

内容としましては、昨年12月定例会におきまして議決いただきましたアップル館指定管理料に伴う平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間の指定管理料であり、限度額が416万1,000円でございます

廣田（尚）まちづくり戦略室人事担当課長 続きまして、委員会資料の3ページ、債務負担行為の補正変更分でございます。

内容としまして、退職手当分割支給分としまして、当初予算において、定年退職予定者9名分の退職手当について、2年分割で、平成27年度まで限度額9,779万6,000円として計上しておりましたが、今回補正の自己都合退職者2名のうち、1名が分割対象者として追加されたため、債務負担の限度額を1億1,021万8,000円に補正変更するものです。

補正予算の説明は以上です。

道工委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 泉州南消防組合の負担金について、お尋ねをいたします。

4名が早期退職という説明がありましたけれども、この職員の定数については維持確保されるのかどうか、確認をさせていただきます。

道工委員長 はい、どうぞ。

川端危機管理担当課長 早期退職に係る4名に対しての追加の職員の募集を行ったと泉州南消防組合のほうから聞いております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 募集を行ったということですが、まだ、数については不透明であるということですか。募集は急だったのでしょうか。退職が急だったのかな、ちょっとそこら辺は詳しくよくわかりませんが、年度当初から、またきちっと必要な人員については確保されるのか、その見通しについてお聞きしております。わかる範囲でお願いします。

道工委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 早期退職4名に係る追加の職員募集として、1月末に試験を行ったと聞いております。これによって、定数等の職員の数の確保は大丈夫と聞いております。

道工委員長 中原委員、よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第2号「平成26年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第2号のうち、本委員会に付託されました案件は可決されました。

議案第4号「平成26年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

今坂総務課長 委員会資料の4ページをごらんください。

平成26年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入です。

1 財産収入、2 財産売払収入、2 土地売払収入としまして、1, 880万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、淡輪財産区有地内の宅地2件の土地売払に係るものです。売り払

いました土地の詳細につきましては、1件目が岬町淡輪838番地の64、面積が1,646.53平方メートル、売払価格が1,400万円でございます。2件目につきましては、岬町淡輪838番地の59、面積が385.64平方メートル、売払価格が480万円でございます。

次に歳出です。

2諸支出金、1基金費、1淡輪地区財産区基金費としまして、958万8,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、淡輪財産区有地内の土地売払収入のうち、財産区収入として51%相当額を基金積立金に充当するものです。

続きまして、2繰出金、1繰出金としまして、921万2,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、淡輪財産区有地内の宅地2件の土地売払49%相当額が町の収入となる921万2,000円を一般会計繰出金とするものです。

以上、当委員会付託分計としまして、1,880万円です。

道工委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 土地の売払収入の部分について、今説明があったんですけども、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

この場所的なもの、大体わかっているんですけども、ただ、この売り払いに当たって、金額1,400万円と480万円の2件の分ですけども、これは財産の売り払いですから、当然、財産区の管理委員会で協議なり、いろいろ審議していただいたと思うんですけども、これは管理委員会で議論した上でのお話ですか。まず、それをお聞きしたいと思います。

道工委員長 どうぞ。

今坂総務課長 委員おっしゃるように、淡輪地区財産区管理会を開催いたしまして、承認いただいております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 いろんな議論があったと思うんですけども、それはなかったですか。ただ、オーケーと承認のみで終わったんですか。例えば、金額的なもの、平米幾らぐらいの財産の売り払いについては、近隣の今の現状の価格と比較したとか、いろんな議論がなかったですか。

もう、まともにストレートにオーケーと、そういう議論でしたか。内容的にお聞きしたいのですけれども、なければ結構です。

道工委員長 どうぞ。

今坂総務課長 土地価格につきましては、鑑定を1件やっております、それを管理会について、報告いたしましたところ、質問等はありませんでした。

2件目につきましても、その鑑定費をもとに、土地の固定資産税評価額等を勘案しますと同じような金額になるということで、了解いただいております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 了解しました。管理委員会が了とするならば、これはやむを得ん話ですので、内容的にはもう把握しました。結構です。

道工委員長 ほかにございませんか。

奥野委員。

奥野委員 今の関連ですが、場所は大体公民館の周辺になろうかと思ってよろしいでしょうか。そのことだけ確認。

道工委員長 どうぞ。

今坂総務課長 おっしゃるように、公民館の近くの愛宕山の淡輪財産区有地内です。

道工委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号「平成26年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号は、本委員会において可決されました。

議案第5号「平成27年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託されました



案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の5ページから11ページをごらんください。

中原委員。

中原委員 委員会資料の6ページにあります、款12分担金及び負担金の節3幼稚園費負担金の一時預かり事業保護者負担金についてお尋ねをします。

この幼稚園での一時預かり事業については、町立、私立の合計であるのか、町立にかかわるものか、確認をさせてください。

それから、7ページの款14国庫支出金の中で、節14総務管理費補助金のところで、大規模盛土造成地云々という補助金がありますが、この補助金を使った事業、充当先を教えてください。

それから、8ページの、説明でいきますと上から2段目、総合相談事業交付金（総合生活相談事業分）とありますが、この補助金については、これは新規であるということではなかったでしょうか。これを使つての来年度からの事業が新規分ということになるのか、確認いたします。

委員長、あともう1件だけなので、聞いておいていいですか。

あと、10ページですが、説明欄の下から2段目、住宅新築資金等償還金、これは来年度の歳入見込みということで計上されているんだと思いますけれども、現在の残高、それから償還が残っている人数、その償還の進捗状況について、ここで確認をしておきたいと思います。

道工委員長 ただいまの質問に対して、答弁願います。マイクのあるところに移動してください。

向井教育委員会事務局淡輪幼稚園長 先ほどの質問なんですけれども、町立の幼稚園だけの計算になっております。

道工委員長 続いてどうぞ。

今坂総務課長 国庫支出金、大規模盛土造成地活動崩落防止事業費補助金の充当先ですけれども、予算書40ページの財産管理費委託料、13の町有地法面改修工事実施設計業務委託料、

760万円に充当するものです。

道工委員長 ほか。はい、どうぞ。

中村教育委員会事務局文化センター所長 先ほどの質問に対しまして、新規かどうかということにつきまして、来年度、平成27年度が新規になります。

道工委員長 あともう1件。どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 住宅新築資金に関しまして、ご説明させていただきます。

住宅新築資金で残っている方が1名ございます。残高としまして、3月1日現在ですが、781万6,177円でございます。分納誓約を結んでおりまして、順調に収入が入っている状況でございます。

道工委員長 中原委員、よろしいですか。ほかございませんか。

田島委員。

田島委員 私から、歳入の徴税の部分で、節2滞納処分の部分で、3,060万2,000円あるんですけど、これは家屋であるのか、土地であるのかの部分のこの滞納処分。家屋ほどの程度の滞納があるか、まずそれを説明願います。

澤財政改革部税務課長兼行革推進課長 当初予算につきましては、平成26年度の決算見込みから、未収入額を算出しまして計上しているものでございます。つきましては、この滞納繰越額の中に、建物が幾ら、土地が幾らと細かくは、分けていないという状況でございます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 それは、井勘定で滞納費の部分で計上しているのか。内訳的に、土地は幾ら、家屋は幾らという、滞納金額を出せないのかな。

澤財政改革部税務課長兼行革推進課長 滞納整理、滞納処分を行った中で、翌年度に歳入が見込まれるもの、不動産の場合ですと、強制競売などが見込まれるものを翌年度に回しておりますが、今手元に土地、建物の内訳を持ちわせておりません。

田島委員 ということは、後で出せるんですか。

澤財政改革部税務課長兼行革推進課長 精査して、提出させていただきます。

道工委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 後で、土地は幾ら滞納、家屋は幾ら滞納、この分離をしてもらわないと、委員会としての質問をするにも、質問のしようがないということをご理解願いたないので、今後、そういうことのないように、これから質問を受けたら、すぐ分類して報告できるようにしてくだ

さいよ。後でまた、聞きにいきますから、結構です。この分は結構です。また、後刻報告いただきます。

澤財政改革部税務課長兼行革推進課長 了解しました。

道工委員長 それでは、後刻一つ。

田島委員 こういうことのないようにしてください。

澤財政改革部税務課長兼行革推進課長 わかりました。

四至本財政改革部長 今のご質問ですけれども、基本的には、固定資産税といえますのは、土地、家屋、それと償却の全てに対しての課税標準額を算出し、それに対してかける税金というようになっております。ここで便宜上、土地、家屋、償却というようになっておりますのは、その課税標準額に対しての割合というもので振り分けしております。それが古いものになりますと、1件ずつそれを積み上げていくということになりますので、その辺に時間がかかるといことで、今の答弁ということでございます。

田島委員 反論するものじゃないけど、土地の地主さんの上に借地して家屋を建てておった場合、これ、はっきり言って分類できるでしょう。請求額の宛先が違うのやから。恐らく、今の答弁でしたら、合体して滞納ですと言うけれども、結局、土地を借りている方の固定資産税もわかるはずですよ。ということで、いいです。後でまた聞きます、細かい話は、

2点目。

道工委員長 どうぞ。

田島委員 使用料の部分で、7ページの部分で、保健体育使用料、これも説明では、保健体育施設使用料、これ117万4,000円と。この保健体育施設というのは、どのような施設であるか、基本的に位置づけを教えてください。公のものか、教育関係の施設であるのか、この回答、まずいただいてから。

道工委員長 どうぞ。

中村教育委員会事務局文化センター所長 この保健体育施設使用料につきまして、町民体育館、各学校体育館、各小学校の運動場、中学校の体育館、運動場とテニスコート等の使用料でございます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 町民体育館とか、そんなのはわかっているのですよ。ただ、お聞きしたいのは、保健体育施設というのは、これは学校施設の一環であるのか、それとも、俗に言う、公民館、町民不特定多数が利用できる施設であるのか。この保健体育施設は学校教育の目的としての

施設であるのか、ないのかというのを答弁願いたいのですけれど。

道工委員長 はい、どうぞ。

中村教育委員会事務局文化センター所長 それは、この施設につきまして、先ほども申し上げたのですが、町民体育館及び各学校関係の施設、運動広場、テニスコートのものを申し上げます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 はっきり言って、学校施設を利用して、そして、スポーツなり、いろんな指導をしたとするならば、一応、学校教育現場の施設として、私は解しているわけですね。見解の相違になるかもわからんけども。それに対して、使用料をとるのはいかななものかということをお聞きしているんです。

町民体育館でしたら、公の住民が使って、受益者負担で使用料を払うのは当然のことです。でございますけれども、学校施設を使って、そして、学校、少年らのスポーツを教えている場所のお金をとるのは、教育の基本方針から考えて、ちょっとこれ、使用料をとるのは、いかななものかということをお聞きしているのです。だめやったら、だめと言ってもらっても結構ですから、妥当な答弁をいただきたいんですけれど。

どなたか答弁できる方、結構です。

道工委員長 教育長。

笠間教育長 今のご質問ですけれども、学校施設は、学校開放という形で、社会体育とか子どもたちの土曜日、日曜日の日に開けております。そのときには水も使いますし、電気も使います。ですから、この今の施設につきましては、もちろん、今説明がありましたように、体育館、これはもう社会教育的に使っておるわけですが、一般的に学校施設の運動場、それから体育館につきましても、学校が使わないとき、それは一般開放という形で使わせていただいていますので、その使用料と解釈いただいたら結構だと思います。

道工委員長 田島委員。

田島委員 教育長の説明はわかるのですけれども、学校施設で、学校教育を受ける子どもたちがそこを使って、使用料をとるのは、どうも私自身、ちょっとおかしいと思うんですけれどね。これはやっぱり教育をするのに受益者負担制度がおかしいと思うんですけれど。

道工委員長 中田次長。

中田（道）教育次長 先ほどのご質問でございますが、一応、使用料の条例がございますので、その中で定義させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

田島委員　そういう考えであれば、やむを得んですけれども、私とすれば、教育というのはそんなものでないと。やっぱりそういう、これからスポーツを育成するにしても何にしても、やっぱり、子どもが活動する場所を提供して、それは無料で開放するのが本来の筋と思うんですけれども。

考え、見解の相違ということで結構でございますけれど、この問題は再度、また機会があれば質問したいと思います。

ということで、今の答弁はもう一度、勉強して、また再度、お尋ねしたいという宿題とさせていただきます。

道工委員長　町長。

田代町長　今、田島委員がおっしゃっているのは、私も議員の当時、ここで議論をしたことがあるんですけれども、学校施設は開放して、できれば無料化でやったらいいじゃないかという議論をした記憶があるんですが、しかし、当時、やはりゼロではいけないということから、幾らかの使用料、そういった清掃とか、そういったものもやるんだから、使用料ということで条例化した中で、これを収入いただいていると理解していただいて、もし、これが問題あるとするなら、今後、条例を見直すとか、そういうことをまた議員の皆さんでご提案いただき、その中で議論していただいたらいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

道工委員長　田島委員。

田島委員　一応、条例ではそういうようにうたわれているんやったら、いたし方ない話ですので、やはり、条例というのは尊重すべき立場の議員ですので、また、その条例等の不備があれば、また提案して、条例改廃について、これから活動していきたいと、かように思います。条例は条例で尊重いたします。結構です。

もう1点だけ。

道工委員長　田島委員。

田島委員　これは確認事項ですけれども、10ページの諸収入の中で、一番下から4行か5行の中で、宝くじ交付金の2,306万2,000円、これはありがたい話ですけれども、この宝くじの交付金をどのような執行の仕方をするか、まず教えていただきたいと思います。

道工委員長　相馬課長。

相馬財政改革部財政課長　ご質問のありました、宝くじ交付金でございますけれども、まず、宝くじ交付金の目的は、市町村の振興といったことがまず最初でございます。法的には、地方

財政法の第32条に根拠がございます。また、充当先ですけれども、幾つか充当事業が示されているところがございますが、岬町といたしましては、住民情報システムといった電算関係の事業に充当しているものでございます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 この交付金は、充当するにはいろいろ条件があると思うんですけれども、今、電算関係とお聞きしたんですけれども、これは別に不都合はないわけですね。

道工委員長 相馬課長。

相馬財政改革部財政課長 これにつきましては、大阪府市町村振興協会と事務のやりとりをしてございまして、実績報告を行っており、特に問題はございません。

田島委員 結構です。

道工委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表をあわせてごらんください。

まず、議会費に入ります。

予算書の35ページ、36ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、議会費についての質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。

予算書の36ページから52ページをごらんください。

ただし、41ページの目、交通安全対策事業費、46ページ、47ページの項、戸籍住民基本台帳費は他の委員会の所管ですので除きます。

それでは、質疑はございませんか。

田島委員。

田島委員 財産管理費の部分で、節の14使用料及び賃借料の部分で、公用車のリース料ですね。

この公用車のリース料というのは、この車両等については、どのような車両か教えてくださいませんか。

道工委員長 はい、どうぞ。

今坂総務課長 公用車のリース料につきましては、総務課で配属していますハイラックスという車なんですけれども、草刈り等で荷物を運搬する車でございます。その1台分の公用車のリース料でございます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 また一度、その車両を確認したいと思います。このリース車両は当町の場合、何台リース車両を借りているのか。もし台数がわかれば、教えてほしいのですけれども。

道工委員長 はい、どうぞ。

今坂総務課長 総務課で所管しているリース料としましては、この1台でございます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 総務課以外にリースをしている課はありますか。ないですか。当町、1台だけですか。

道工委員長 はい、どうぞ。

今坂総務課長 美化センターで使っておりますダンプ2台がございます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 そうですか。リースの車をとったのですけれども。1台、このダンプ等々については別として、そうですか。1台しかないと。

なぜこういうようなことを聞くかといいますと、公用車というのは、使うのは大体月曜日から金曜日までの常勤の日しか使いませんわね。そして、また公用車というのは、余り走行距離が伸びないと。余り頻繁に使っていないということで、有効利用したらどうかという考え方、個人的に発想があるんですけれども、リース車両がたくさんあったら、そのあいた車両で岬町として、レンタカーとして貸し出してはどうかなど。そういう考えを持っている。

なぜかといいますと、今度、深日港等々について、いろんな開発もあり、そして、旅客船が走ると。走ったら、洲本市からお客さんがこっちに来た場合、深日港に一番近いのはこの庁舎。庁舎にそういう岬町のレンタカーがあれば、観光として来ていただいた方の交通手段にもなるということで、そういうサービスのことをすればいいのと違うかなと、そういう考えを持っているわけですね。岬町の役場には、そういうレンタカーがあると。

そういう考え方も取り入れないと、深日港に着いたは、移動する車両がないわとなれば、やはり、せっかく来ていただいたのに、観光名所へ行くにしても、例えば、深日港から高野山へ行くのでも、電車ですと、南海本線からずっと新今宮へ行って、新今宮からまた高野線に乗りかえてというのは大変な時間がかかるし、ここからレンタカーで行けば、すぐ

行けると。隣接の和歌山のほうにね。

そういう考えを持っていますので、これから深日港の活性化で、そういう旅客船を走らせるということは、ほぼ確実な方向性を出している以上は、やはりレンタカーを使って、岬町、また近隣のほうへいろいろ観光に行っていたきたいということなので、そんな業者があるんじゃないかというのであれば、なければ来ていただく。そういう考えもあるし、岬町にもそういう自動車、携わっている業者が何軒かあるはずですよ。そっこのほうにまた打診して、岬町役場には、そういう観光客の交通手段としての配車する場所がありますよというような考え方もありますし、あいた公用車をレンタルとして使える方法、これはよそでも使っているところがあるんですよ、実際、自治体で。

幾ら公用車、町の財産やと言ったところで、やっぱり財産を有効利用できるはずですし、財産区の土地も貸そうと思えば貸せますし、どうですか、この発想。担当としたら、計画に盛り入れられますか。まず、それを聞きたいんですけれど。そんなあほな夢みたいな話をするなというなら、別にいいですけど。

道工委員長 どうですか、理事者。担当部局では答えにくい。総務部長いけますか。

町長。

田代町長 今、田島委員の質問、リース会社を兼ねた話をなさっていると思うのですが、我々行政としては、やはり、公用車というのは、あくまで町民のサービスはもちろんですけど、業務上のためにリース会社からリースを受けて使っているという意味から、深日港から来るお客さんと兼用して使ったらいいやないかというのは、もちろん大事なことでありますけれども、やはり目的使用を明確にした中でリースを受けているということを理解していただきたいと、このように思います。

道工委員長 田島委員。

田島委員 私の言っているのは、夢みたいな話ですけども、現実、こっちから淡路へ渡ったにしても、向こうにそういう交通機関がなければ、レンタカーで回ればありがたいなという考えを持っていますので、やはり、当町に来たら、当町にもそういうレンタカーを貸し出すと、そういう方法も別に、財産の有効利用もできると思いますので、そういう検討、なければいけない結構ですよ。ただ、こういう発想もあるんですけどということを、一応、提案はしておきます。取り入れる、取り入れないはもう担当課の勝手ですから。提案だけしておきます。夢みたいな話を申し上げたけれども、ひょっとしたら夢でなく、現実になるかもわからんですね。



道工委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の36ページの一般管理費の中で、節1報酬のところ、特別顧問報酬と非常勤特別職報酬とありますけれども、この2つの、一定の役割を果たしていただく方ということになります。現状と、人数が少し変化があるようであり、お一人当たりにお渡しをする報酬についても、若干変化があるようにお見受けするんですが、何か政策上のお考えとか変更点とか、新しい取り組みであるとか、何かありましたらお聞きしておきたいと思えます。

それから、その下の節2の給料ですけれども、ここに特別職給2人とありますが、これは町長と現在おられる副町長のお二人ということによかったんですね。

ちょっと記憶が定かでないので確認させてください。以前お聞きしていた、岬町に新たに政策上のこともあって、お迎えしたいという方の話がありましたが、その方については、ここには入っていないということでもいいのか、その確認をさせていただきたいと思えます。

道工委員長 はい、理事者、どうぞ。

廣田（尚）まちづくり戦略室人事担当課長 まず、特別顧問報酬の件に関しましては、一応、今のところ、警察のOBの方と市民農園担当の農学士の方お二人ということで、現状はそうなっております。

金額的には、1回2万5,000円で算出しております。前年度より金額がふえておりますのは、いろいろな施策の関係で、新しい方をふやしたり、回数をふやしたりということで、その辺も検討しておりますので、今回、若干増額させていただいて、当初予算で計上させていただいております。

それから、もう1人、政策情報顧問につきましては、現在1人ということ。

（「非常勤の特別職報酬」の声あり）

廣田（尚）まちづくり戦略室人事担当課長 非常勤特別職の報酬につきましては、各担当課で持っているいろんな審議会の開催に係る報酬をまとめて計上しております。

それから、特別職の給料の2名分に関しましては、町長と副町長の方でございます。

道工委員長 よろしいですか。それでは、ほかにございませんか。

田島委員。

田島委員 財産管理費について、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

予算書40ページのところで、節13の委託料の部分ですけれども、これは恐らく坊の山の部分ですけれども、坊の山等々について、離作の部分について確認したいと思うんです。

これ、参考資料でご質問いただいている部分、川崎重工業株式会社からの資料で、これはえらい古い部分ですけれども、昭和31年7月6日付で、川崎重工業から当町に寄附をいただいております、坊の山ね。この部分について、えらい古い話ですけれども、その後、坊の山でいろんな事情があつて、耕作されたと。耕作されて、離作の動きもあつたと。

その後、現在に至って、財産管理をするという形で方向性を決めていただいて、そして、今回、この委託料の部分で、それを管理する上においてのいろんな手だてをする、この委託を組んでいるんですけれども、過日の一般質問の中で、そういう関係者がいろいろ傍聴に来られていると。後でわかったんですけれども。質問者もいろんな質問をしている。権利関係の部分も質問されているんですけれども、これははっきりしておかないといけないのは、あくまでこれは岬町が川重から寄附をいただいた岬町の財産だということですので、これを間違わないようにしておかないと、幾ら当時の方が耕作したところで、他人の所有地で耕作するというのは、社会通念上、これはやってはいけないわけですね。一応、了解を得ればいいですよ。岬町は恐らく耕作していいですよという、そういう告示なり、そんなことをしてなかったはずですよ。

それに対して、現在、離作してくださいよということで動いているわけですね。ということで、そういう離作していただいたのが完了したので、今回、この調査委託料ですね、この部分を組んでいると思うんです。その点について、その当事者というのか、ちょっと当事者でないんですけれども、立ち退いていただいている経緯について、担当課から概要を教えてほしいんですけどね。

道工委員長 それでは、担当者どうぞ。

今坂総務課長 昨年から町有地の適正管理を図るため、この事業の関係者の理解を得て、円滑に進めるために、耕作者及び周辺住民の方を対象に、坊の山にフェンスを設置したい旨の説明会を行いまして、平成26年12月までにフェンスを設置するための測量設計を行ってまいりました。

その後、平成26年度中のフェンス設置工事を実施するため、その設計図面でフェンスの位置などを確認していただき、意見等を確認したところ、今後の適正管理、坊の山の今後の町の方針並びに貸し農園の構想を、具体的に必要が生じたので、今後、説明会を

開催して、十分な理解を得ていくこととしているわけなんですけれども、権利関係ということで、一部の耕作者の中にも、時効取得という考えもあるのではないかという恐れもありますので、これにつきまして、弁護士に確認しましたところ、時効取得については生じないということが確認されているところでございます。

しかし、今後、代々に渡って耕作されていくことによって、そのような恐れもありますので、そういうことを今回、十分説明しながら、理解を得ていきたいと考えております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 せっかく税金を使って、財産管理をする上では、もう二度とこういうことがないように、徹底して管理していただかないと、これは昭和50年、昭和51年ごろに離作補償をしているわけですね。立ち退いてくださいという補償をして。にもかかわらず、また、そういう具合に不法な耕作をされたと。

両得の部分については、弁護士さんは法的なことを言いますけれども、結局、善意の両得と悪意の両得、時効は違いますけれども、その分については、それは言ってきたらいかんと思うんですよ。

やっぱり他人の土地を無断で耕作して、これは時効やと。そんな言い方、僕も長年議員をしていたら、岬公園団地でいろんな訴訟まで起こした部分があるじゃない、町有地をね。これを善意の両得やというような裁判をした経緯もあるんですけども、そこまでせんでもいいですけど、やっぱりはっきり言いたいのは、もう昭和50年、昭和51年に離作のあれをして徹底しているのに、また財産の管理をおろそかにして、こうなったと。

今回思い切って決断していただいて、管理するという、その意気込みは評価したいと思いますので。ただ、評価するんですけども、後々、やっぱり管理してもらおうと思ったら、こういう坊の山を管理するための施策の委託料を出しているんで、このお金が無駄にならないように、ひとつお願いしたいと。

そして、無駄に離作、耕作された方の、これは弁護するのじゃないですよ、やっぱり受け皿として、菜園をして、老後の楽しみやという方もおりますので、できればこの方らの受け皿として、市民農園を別の方向性で、この方のために市民農園をするのじゃないですよ。誤解せんとしてくださいよ。今後、そういう方が多いということで、市民農園の計画なり運用をしてあげてほしいなと、かように思います。

昔、私、岬公園の水族館のところに第1号の市民農園をつくっていただいた経緯があります。ですから、今回、市民農園2号の農園をつくっていただいて、応募していただいて、

この方にも応募して、応募に当たって、そういう耕作をしていただいたら。そしたら、坊の山で耕作するというような方もなくなると思いますので、ひとつ、市民農園の考えがあるか、受け皿の考えがあるか、まず、担当課から答弁願いたいと思います。

道工委員長 どうぞ。

今坂総務課長 先ほども申し上げましたとおり、貸し農園を具体的に、検討を行っているところであり、担当課が都市整備部になりますので、連携をとって対応してまいりたいと考えております。

田島委員 結構です。

道工委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の39ページの目2、広報広聴費の中で、節13、委託料とありまして、企画政策担当の法律相談弁護士委託料が設けられております。相談件数を確認させていただきたいと思います。

2013年度中の相談件数と、それから、今年度の、今まだ年度途中でありますけれども、あと1回残っているのかな、見込みで結構ですので、今年度中についても、数をお聞きいたします。

道工委員長 はい、どうぞ。

寺田企画政策担当課長 2013年度の件数につきましては93件になっております。それと今年度2月末までが98件、先週1回実施しましたので、その件が6件ありました。3月あと1回相談の日数が残っております。

中原委員 引き続き、別の件でお尋ねしていいですか、委員長。

道工委員長 はい、どうぞ。

中原委員 予算書の40ページの財産管理にかかわってお尋ねをします。

まず、財産管理という大枠にかかわることでお聞きしたいことがあるんですが、緑ヶ丘保育所、現在、支援センターとして活用していて、今回の3月議会が終わりましたら、緑ヶ丘保育所という名称もなくなってしまう見通しではあるんですけども、その建設年度のことをちょっと確認しておく必要があるんじゃないかなと思っているんです。

といいますのは、きのうの厚生委員会で、昭和45年の、建設とおっしゃったのか、設立とおっしゃったのかわからないんですが、数が45年、46年、47年って、3種類、実はいろんなところで出てきていまして、私、てっきり昭和47年の設立だと思っていた

んですけども、いろいろ過去の資料を見ていると、昨年でしたか、町長のタウンミーティングって行われましたけれど、そこでは昭和46年の建設だと言われていたりとか、本会議の場では、私が答弁いただいた支援センターの事業にかかわることでは、昭和47年という年度を使われているんですね。

1年、2年、そんな大きな違いはないかも知れませんが、建設年度のことを指していたり、実際に事業を始めた、開設といいますかね、その年度のことを指しておられたり、その辺の差もあるのかもわかりませんが、私自身も少し正確に把握をしておきたいと思しますので、建設年度をお聞きしておきたいと思します。

道工委員長 担当課、わかりますか。よろしいですか、どうぞ。

四至本財政改革部長 前回の行財政改革委員会の中でお示しさせていただきました、公共施設の適正化基本方針、その中の末尾の資料のほうなのですが、これにつきまして、きのうの答弁では、これは子育て支援センターということになっていまして、昭和55年に建築と原課から出てきています。

それと、もう1つは、開園日というのは。

(「55年とおっしゃいましたが」の声あり)

四至本財政改革部長 すみません。昭和45年です。

道工委員長 昭和45年ね、はいどうぞ。

四至本財政改革部長 恐らく、今の行き違いといいますか、年度に関しましては、開園とかの関係もございまして。

あと、もう1つは、こぐま園につきましては昭和48年度から、倉庫部分が昭和48年とか、違う年度の建物がありまして、その辺でちょっと開園するのと建築の年度で、情報が変わっているのかなと考えております。

道工委員長 中原委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

中原委員 また、答弁の中で、いろんな部局が答弁をされるわけですけども、差が出ないように、庁内で認識を一致させておいていただきたいと思します。

引き続いて、財産管理費にかかわって、坊の山のことをお尋ねしておきたいと思します。

審査に先立って、当初予算の概要という、こういう資料をいただいておりますけれども、この中で、坊の山の適正管理及び有効利用基本調査の実施と書かれておりまして、この資料の中では8ページなんですけど、そこでは、予算額400万円と書いてあるんですね。

それで、予算書では、その基本調査の委託料としては、100万円しか計上されており

ませんので、この差がどこから発生するのか、教えていただきたいと思います。

それから、その坊の山のことににかかわっては、私は一般質問でいろいろとやりとりはさせていただきましたので、そのときにいろいろお答えをいただいたところで、この場では、控えさせていただこうとは思っておりますが、まず、1点、資料を請求させていただいて、先ほど田島委員からもお示しいただいたものでありますが、その資料の準備については、ありがとうございましたと。ご苦労いただいたことと思います、古いものでありますので。確認をさせていただきました。

そのことを1点申し上げておかないといけないなと思っていたのと、この坊の山については、耕作者とよく協議をしていただいて、岬町としても、やはり合意を得た上で、次のステップへという思いは、当然お持ちだと思うんですね。

そのことににかかわって、無断耕作者という表現の仕方がいかがかと、若干感じる点がありますので、持ち主と持ち主でない者という点にかかわっては、持ち主は岬町で、耕作している方は岬町という名義の人ではないわけですから、それはそういうことになるのかと思いますけれども、ただ、中には、いろんな方がおられるようでありまして、もちろん全員が全員ではないですけれども、いろんな状況の経過をお持ちの方がおられるようですので、そこは今後、話し合いをされていくときにも、よく配慮が必要だと思うんですね。

私は事実上の耕作権、昔は小作権という言い方をよく法律上ではされてきましたけれども、そういう問題は発生していると私は思いますので、丁寧に話し合いを進めていただく必要があると思います。

中には、1年前の総務文教委員会の会議録を確認させていただきましたところ、私自身は1年前は総務文教委員会の審査には参加できない、所属委員ではなかったわけですが、その場所で、こんな発言もあるんですね。

自分が耕してきたところは、もうそこに自分がまるで権利があるかのように、その権利を人に譲れるようなことも発生しているということも耳に挟んでいるといったような、委員からの発言もあったりして、人によって、認識はさまざまなんです。はっきりと悪意を持ってと断定できる方も、中にはあるかもしれませんが、中にはそうではない状況が、また認識があるのかもしれないということも念頭に置いて、丁寧にこれは協議を進めていただきたいと思うんです。

その件についても、もしも町としての考え方がありましたら、お聞きをしておきたいと思いますが。

私からお聞きしたいのは坊の山については、その金額の関係ですね。その差がどこに発生しているのか、お聞きしておきたいと思います。

一応、質問は1つかな。

道工委員長 よろしいですか、もう。それでは答弁頼みます。どうぞ。

今坂総務課長 委員ご指摘の400万円の数字の中身なんですけれども、坊の山の有効利用基本調査料100万円プラス、その委託料の中に、上から3行目、町有地草刈委託料、400万円というのがあります。この400万円の中の300万円が、この坊の山についての適正管理を行う上での草刈り等の委託料として300万円計上しておりますので、それと合わせて400万円となっております。

それから、あと委員ご指摘の、十分、住民に説明した上で納得いくようにというお話なんですけれども、それは先ほども申し上げていますように、今後も説明会を重ねて、十分理解していただいた上で、フェンスの工事を実施していきたいと考えております。

耕作権につきましては、農地法上の耕作権というものについては一応ないものとして、岬町としては考えております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 坊の山のことで、今お答えをいただきました。十分な話し合い、合意を前提にということとは繰り返し申し上げているところではありますが、私が聞いている範囲では、絶対にもうここでの耕作を何が何でも続けるという声は、私自身に直接いろんなことをお聞かせいただく方の中からは、そういう態度は感じられないんですね。ただ、もしかしたら、担当課とか、町のほうで感じておられる印象と少しずれがあるのかもしれませんが、過去の町のいろんな行ってきたことに対する思いだとか、話し合いで食い違いの部分だとかそういうことで、話し合いで納得がいけば、何が何でもここで耕作を続けるというような声は、私自身は余り聞かないんです。ですので、よく話し合いをしていただきたいなと思います。

また、説明会等についても、よく周知を工夫して行っていただきたいと。この場では要望にとどめたいと思います。

委員長、ほかの件もあるんですけど。

道工委員長 ほかの委員さんがなければ、中原委員にやってもらいますけれど、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

道工委員長 じゃあ中原委員、続いてやってください。

中原委員 ほかの人、できたらしゃべってほしいです。

道工委員長 それでは先に奥野委員。

奥野委員 私からも、坊の山の件で続いてお聞きしたいと思うんですが、先日の一般質問の中でも、危機管理上の移転というか、防災無線の移動と、備蓄倉庫の移動ということを考えているということをお聞きしたんですが、まず、かなりあそこの山って、広範囲の山ですので、まずそれが考えられているというのはお聞きしたので、ほかに何かお考えであれば、その辺をお聞きしたいと思います。

道工委員長 はい、どうぞ。総務部長。

古谷総務部長 現在のところ、防災行政無線、また備蓄倉庫の移転について検討をしているところでございます。

予算上は、坊の山有効利用基本調査委託料、これをとっておりますので、物理的な特性でありますとか、条件、また社会的な整備の条件等、きちっと整理して、この広大な町有地の有効利用を今後、図っていこうということの計画を立てていくということで考えております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 この中に、土壤調査という部分も書かれているので、あの山は玉砂利まぎりの、結構砂山のような山ですので、地盤がゆるい山だと思いますので、その辺、十分な地質調査もしていただきたいと思います。

道工委員長 要望でいいですね。

中原委員、どうですか。はい、どうぞ。

中原委員 今の言葉が出た、土壤調査なんですけれども、ああ、そうだと思って。土壤調査というのは、何か特別な調査なのか。よくわからないので教えておいていただけたらと思います、この機会に。

道工委員長 総務部長。

古谷総務部長 先ほどもご指摘いただいたかなと思うんですけれども、土質がもろいところ、またかたいところがございますので、どのような土地利用ができるか、また、建築物を建てる際に、その辺の条件をきちんと調べて、無駄な構想といいますか、無理な土地利用構想にならないように、その辺の条件をまず調べたいということでございます。

道工委員長 よろしゅうございますか。

中原委員。



中原委員 予算書の42ページの節13委託料、住民情報システム改修委託料にかかわってお尋ねをいたします。

この委託料については、いわゆるマイナンバーの実施に伴うシステム改修の委託料かなと思うんですけど、それが間違いでないか、まず、お聞きをしたいと思います。

ほかの件も聞いておきましょうか。

道工委員長 はい、どうぞ。

中原委員 43ページの目8、人権啓発費、節13、委託料の中にあります、人権相談事業委託料、これにかかわって、相談件数を確認させていただきます。年度については、2012年度と2013年度、2014年度については、見込みで構いませんので、延べ数と実数でお答えをいただきたいと思います。

道工委員長 はい、どうぞ。

寺田企画政策担当課長 マイナンバーの改修の委託料になります。

道工委員長 続いて。はい、どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 人権相談の業務の委託料の件数でございますが、平成25年度に対しましては、延べ件数が22件ございました。実件数としましては19件でございます。平成26年度に対しましては、3カ月に一度、報告がございますので、4月から12月の相談件数の内訳でございますが、延べ件数としまして39件、実件数として21件でございます。

道工委員長 平成24年度はわかりますか。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 平成24年度の相談件数ですが、延べ件数が32件、実件数としましては18件でございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 先に人権相談のことについて、もう少しお聞きしておきたいと思います。

件数は、年度によって、非常にまちまちではありますけれども、2013年度と2014年度ですと、少しふえているようではありますが、これは政策上というか、相談で出張というか、こちらから出向いて相談を聞くというようなことにもウイングを広げておられるわけで、そのことに伴うものということになるのか。それとも、相談そのものがふえていて、いろんな困難を持った方が発生しているということであるのか。相談の内容の傾向など、何か特段のことがあれば、お聞きをしておきたいと思います。

道工委員長 はい、どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 平成26年度としましては、家庭訪問による相談が3件ございました。平成25年度に対しましては、家庭訪問による相談が2件、平成24年度の家庭訪問による相談が1件でございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 引き続いて、マイナンバーのことをお尋ねしたいんですが、まず、財源の問題で、国からの補助金としては、私が確認できたものについては、国庫支出金1,436万円というのが予算としては計上されているようにお見受けはしたんですけども、国から措置される金額はこれだけなのでしょうか。

それから、マイナンバーにかかわっての事業、この予算書に掲載されているものとしては、今、確認させていただきました住民情報システム改修委託料だけが係るのか。次の43ページが一番上の説明のところにもかかわりがあるのかなと思うような、社会保障税番号制度中間サーバー負担金という項目がありますけれども、これもマイナンバーにかかわるものなのか、歳入と歳出について、少し確認をさせていただきたいと思います。

道工委員長 はい、どうぞ。

寺田企画政策担当課長 委託料につきましては、3,175万2,000円となります。歳入は補助金として、1,436万円入ることになります。

また、社会保障税番号制度中間サーバー負担金653万6,000円につきましても、マイナンバーに係る改修費の一部となります。

道工委員長 中原委員。

中原委員 歳出の中で、ほかにマイナンバーにかかわるものはありますか。

道工委員長 はい、どうぞ。

寺田企画政策担当課長 歳出ではありませんが、歳入については一部、交付税で算入されています。

道工委員長 中原委員。

中原委員 交付税算入をされていますという説明をされているということですね。

じゃあ、マイナンバーの事業実施のために、これだけ交付税の中に入れてありますからとか、そういう具体的な説明ではなくて、交付税措置していますよという説明をされているということですか。

道工委員長 はい、どうぞ。

寺田企画政策担当課長 国に対しては、総務省、厚労省分の改修システムがありますので、その分につきましては、いわゆる全額交付するという国の説明なんですけど、予算の範囲内で交付

されている状況であります。

現在、予算的には、3,175万2,000円のうち、1,436万円になりますので、これについては45.2%になっております。

平成26年度におきましては、町村長会、市町村長会より、交付金の割合が少ないということで要望を出しております。これにつきましては、最終の補正予算で、平成26年度につきましては、厚労省分につきましては認められておまして、現在のところ、90.8%まで交付金をいただくような形になっております。

ちなみに、対象経費につきましては、1,347万5,000円に対しまして、1,223万5,000円交付をいただいたところです。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今、今年度要望を出されたということで、これは以前もこの場でやりとりをさせていただいて、国からの財源手当が非常に薄いということで、取り組みをされたということの経過を改めてお聞きをして、その結果についても、今お聞かせをいただきました。

財源的な措置としては、まだ100%ということまでいっていませんけれども、9割まで進んでいるということで、引き続き、約束どおり、全額交付していただけるように、これは要望していただきたいと思うんですが、これは今、申し上げているのは、今年度の話で、来年度についての見通しは、財源措置はきちんとされるのか、この点については、何かお聞きになっておられますか。

道工委員長 はい、どうぞ。

寺田企画政策担当課長 先ほども言いましたように、現在のところ、予算的には45.2%になりますので、引き続き、我々の岬町だけでなく、全国の町村、市を上げて、要望活動を行いたいと思っております。

道工委員長 町長。

田代町長 補足説明をさせていただきます。

この件については、前回もお話したと思うんですけども、いわば、マイナンバー制度は、国の責任において、これは各市町村に徹底せよということなので。ところが、各市町村によって金額の差異がかなりあって、国は頭からぼんと切ってくるだけで、それではとてもお互いにこの事業化ができないじゃないかということで、市町村要望として上げております。

恐らく国はそれを受けて、今回、平成26年度については、それなりの措置をしていた

だいていますけれども、今後もそういった措置はしてもらえるものという認識のもと、我々町村長会では、続けて、同様の考え方で、国からしっかりと各自治体の金額に合わせたいということを申し述べていっているところですので、今後、その動向を見ながら、また、議会のほうにご報告させていただきます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 私自身は、このマイナンバーという制度そのものは導入しないほうが良いとは思っているのですが、ただ、悪いものを導入しろということを決めておいて、お金も渡さないという態度はいかがかという、国に対しておかしいのじゃないかと思っていますので、要望は要望で進めていただいたら結構かと思います。

それで、このマイナンバーなんですが、もうことしの10月から住民とのかかわりが実際に出てくるわけですね。岬町としては、住民票を持っている岬町の方全員に対して、12けたの、いわゆるマイナンバーというのを通知するという作業が出てくるわけですね。

それで、この作業については、国の説明がいろいろおくれていたりとかしまして、地域、地方によっては、作業に困難を来しているというところもあるんですが、岬町については、その作業は予定どおり進めることができているのかどうか。作業状況について、お聞きしておきたいと思います。

道工委員長 はい、どうぞ。

寺田企画政策担当課長 マイナンバーの周知が、国もおくれていると聞いております。ただ、システム開発業者ベンダーに対しては、スムーズに導入できるよう指示しているところではあります。どこの市町村も国のシステム改修の仕様が出おけているというのが状況になっております。

ただ、住民の皆様に対する周知については、的確に実施するよう努めております。

また、最近では、テレビ番組等でマイナンバーの周知、徹底を図っているCMもございます。岬町におきましても、ホームページ等、広報誌で今後のスケジュール、導入によりますメリット等を周知する予定です。

道工委員長 中原委員。

中原委員 マイナンバーの周知の問題で、内閣府のほうで、世論調査というのをやっているんですね。それで、ことしの2月にその内容の報告がインターネット上でもなされておりますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

これは全国的に取り組まれていることですが、岬町においても、同様の傾向は当然ある

だろうということを考えてお聞きをするものであります。

まず、マイナンバー制度の認知度について、この内閣府が行った世論調査で、「内容まで知っていた」とお答えになっているのは、全体の何%であるのか、お尋ねをしたいと思います。

道工委員長 はい、どうぞ。

寺田企画政策担当課長 「内容まで知っていた」という割合は、28.3%でございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 3割にも満たないという状況であります。

それから、もう1つお聞きしますが、マイナンバー制度に対する懸念について聞かれています。項目があります。マイナンバー制度における個人情報の取り扱いに関することで、「あなたが最も不安に思うことは何ですか」ということで、4つの中から答えてくださいということが問いにあります。その結果もお教えいただけますでしょうか。

道工委員長 はい、どうぞ。

寺田企画政策担当課長 「個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害される恐れがあること」というのが32.6%で、一番多い割合となっております。続きまして、「マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害に遭う恐れがあること」が32.3%となっております。あと、「国により個人情報が一元管理され、監視、監督される恐れがあること」というのが18.2%となっております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今、マイナンバー制度に対する懸念ということで、プライバシーの問題だとか、国によって個人情報が管理、監視、監督されるという、さまざまな項目、割合について、お答えをいただきました。

この懸念については、「特にない」とお答えの方が11.5%にすぎないんですね。多くの方がいろいろな面でも不安を感じておられるということがあらわれていると思うんです。

そういうことで言いますと、ことしの10月から、実際の運用としては、2016年の1月からということに決められていますけれども、ほとんどの方が詳しく内容も知らない、不安も持っているという状況であることが確認されたと思います。

町としては、周知の努力を図られるということでありましようが、住民の皆さんに対して、周知そのものについては、よく進めていただきたいと、この場では、この程度にとど

めておきたいと思います。

もうちょっと聞いていいですか。

道工委員長 はい、どうぞ。

中原委員 予算書の43ページ、目8の人権啓発費の中で、節19、負担金、補助及び交付金の中で、岬町人権協会補助金が計上されております。

この件については、ちょっと確認だけさせていただきたいのですが、文化センターと青少年センターで、さまざまな事業を行う際の事業の補助的な役割を果たすだとか、清掃だとか、そういうことをやっていただく方の人件費も含んで増額したという経緯が過去にあったと思いますけれども、それがこの中に含まれているとお見受けしたらいいのかどうか。その見方についてだけ確認をさせていただきたいと思います。

それから、予算書45ページの徴税费、目2の節13、委託料の軽自動車税システム改修委託料とありますが、これは新車購入に当たってとか、13年目を超える古いものに対しての増税を始めるためのシステム改修ということでもいいのかどうか、予算書の見方について、お聞きをしておきたいと思います。

道工委員長 はい、どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 岬町人権協会の補助金のうち、補完業務の清掃の方の人件費も含まれております。

澤財政改革部税務課長兼行革推進課長 質問の軽自動車システム改修委託料ですけれども、先ほども委員のほうからご説明ありましたが、昨年の税制改正で経年重課の導入ということで、登録後13年経過した場合は、経年重課を適用するというようになっております。

つきましては、初年度の検査情報データを取り込む必要があるんですけども、現時点では、初年度検査情報の情報を取り込む機能を持ち合わせておりませんので、その機能を持ち合わせるための改修費用です。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きしたいんですが、予算書42ページの中ほどに、町制施行周年記念事業委託料495万8,000円と、次のページの43ページの上のほうに、町制施行実行委員会補助金219万円です。合計すると715万円になるんです。

この別の資料の中で、今回、ことし60周年を記念してイベント記念式典とNHK全国巡回ラジオ体操招致を実施するとともに、町勢要覧を作成するという内容になっておりますので、今の2件の内訳を、先、教えていただけませんか。

道工委員長 寺田課長。

寺田企画政策担当課長 まず初めに、495万8,000円につきましては、町政要覧を作成する委託料でございます。

続きまして、219万円の町制施行周年記念事業実行委員会補助金ということで、実行委員会を立ち上げまして、いろいろ式典に向けた取り組みを、委員会で協議しております。その際、冠事業及び各種団体が実施する事業に対して、補助金の交付を予定しております。約1件当たり10万円を見込んでおりまして、それが100万円となります。その他式典に関する印刷代等の費用としまして、110万9,000円になっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 ちなみに、記念式典及びラジオ体操の、もう日にち等々決まったら、お教えいただけませんか。

寺田企画政策担当課長 8月後半に岬中学校におきまして、NHKのラジオ体操を早朝から生で実施する予定を計画しております。

また、記念式典につきましても、中学校の体育館で10月18日に実施予定を計画しております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 もう一点、ラジオ体操で、全国ラジオ体操で大きくやっていただくのは結構なんです、そこに至った経過というか。実行委員会で決められた経過を、少しお話しただけなのであれば、いろいろ利用計画があったのかもしれませんが、そのあたりをお話しただけないでしょうか。

寺田企画政策担当課長 まず、町制施行60周年に当たる年なので、いろいろな応募をしました。

その中で、我々NHKラジオ体操、またほかの岬町をできるだけPRできるようなイベントがあれば、手を挙げて応募した結果、60周年ということで、これは都道府県に1件しかNHKのラジオ体操というのは当たらないんですが、たまたま60周年のイベントでPRも含め、岬町を全国に売りたいというところで応募した結果、当選したという経過がございます。

道工委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員。

奥野委員 60周年という大きな節目のイベントでありますし、セレモニーも大変大事ですし、岬町をしっかりPRできるような方向で頑張っていたきたいと思います。

道工委員長 ほかございませんか。

ないようですので、総務費についての質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書の58ページ、59ページの目、文化センター費をごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 文化センター費の中で、新しい取り組みをお考えのようですから、お尋ねをしておきたいと思えます。

ページでいいますと、59ページになりますが、節13委託料の中に、総合生活相談事業委託料というのが設けられておりますし、新規事業ということで、この概要の中にも掲載をされておりました。この総合生活相談事業というのは、どういう取り組みをされようとしているのか。その委託先がどこかということはお聞かせいただこうと思うんですが、これまでも同じような名前で、総合生活相談というタイトルというか。そういうネーミングで、相談活動はされていたと思うんです。受け入れ先としては文化センターということで電話番号が書かれていたと思います。火曜日から金曜日の日中ということで、岬だよりも掲載されていたと思うんです。その取り組みと何が違うのかといったこととか。

これまでは恐らくですが、電話がかかってくたら、町の職員の方がその電話を受けて、相談に応じられて、総合生活相談ということですから、もしも自分のところで対応し切れない問題があったら、担当課にお願いをするというような役割を果たしてこられたのかなと、これは私の推測ですけど、そのように思ってきたのですが、そのままの形ではなくて、新たに委託をして、この事業を拡充していくということでしょうから、そのあたりのお考えについてもお聞きしておきたいと思えます。

中村教育委員会事務局文化センター所長 平成14年から平成19年まで大阪府総合生活相談事業補助金を活用しまして、文化センター内の多奈川地域協議会事務所、現在は、人権協会事務所を窓口とし、文化センター費予算で総合生活相談員として嘱託職員1名を配置し、対応をまいったところでございます。

平成20年度より、大阪府総合生活相談事業補助制度が廃止され、大阪府総合相談交付金が創設され、その時点で、専門員の相談員がいなければ交付対象にはならないことから、嘱託職員として雇用しておりました資格を有する相談員が退職したことで、町職員が日常の業務と兼務する形で、本業務全般を職員が担うという形で、現在も対応してまいりまし



た。

道工委員長 中原委員。

中原委員 職員で対応されていたということですが、この総合相談に対する相談を受けられた件数をお聞きしておきたいと思います。

今年度、つかんでおられますか、数は。総合相談の数は。つかんでおられたらお聞きしておきたいと思います。

それから、さっきお聞きしたんですけれど、新規事業ということで位置づけておられるということですが、過去にも似たような大阪府の交付金があつて、それをまた活用できるようになったということなんですか。その新規であるということの中身を、もう少しお聞きしたいんですが、お願いできますか。

道工委員長 担当者どうぞ。

萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長 一応、今、中村のほうから説明をさせていただきましたけれども、この事業はもともとあつた事業でございます。平成14年度から平成19年度までが、総合生活相談事業補助金という形でございました。そのときは、担当課の文化センター側で、嘱託職員の賃金1名を相談員として1名分の補助金を出しておりました。

ただ、制度的に変わりましたのが、平成20年度から変わらして、そのときに、相談員の資格があつたということでございます。その資格がなければ、相談員が置けないということがありましたのが、1点と。

また、その職員が平成20年度におやめになつたその段階で、現状いる中の職員が資格を持っておりましたもので、文化センター職員で対応するようになったという経緯がございます。

今回、今まで、確かに委員言われるように、ずっと文化センター側の電話番号を置きかえて、電話は確かにやっておりましたが、現状としまして、件数がほぼ皆無に等しい状態でございます。ということは、今までが実質、人権相談と地域就労相談、これは担当課は別になりますけれども、そちらのほうの中で、今までフォローしていただいていたというのが、現状でございます。

今回新たに出したといいますのは、その相談事業を、今まで実際問題として人権協会に実施していただいていたということが、今年度発生したのがわかりましたので、今回、それに伴う人権協会に委託をしたいということで、今回計上させていただきました。

道工委員長 中原委員。

中原委員 相談員の資格というのは、どういった専門的な資格が必要であるのか。お尋ねをしたいと思います。

それから、今の説明を聞いていてよくわからないんですが、総合生活相談ということで、岬だよりでも周知をしていたけれど、職員が対応してきたけれど、実際の相談はゼロに等しい状況だったということですが、これは新規施策として総合相談事業を行うということが、ちょっとよくわからないんですけど、その事業の必要性が。これは、府からももちろんお金もらってやるわけですが、町の単費も発生しているわけで、府支出金より町単費のほうが大きいわけなんです。だから、そこまでされてやられることの必然性というか。そういうことが、ちょっと今の答弁ではよくわからなかったので、もう少し説明をしていただけるとありがたいなと思います。

道工委員長 総務部長。

古谷総務部長 人権施策の推進にかかわることですので、私のほうから、少し補足的な説明をさせていただきたいと思います。

総合生活相談事業は、かねてより府の要請もあって、一定、研修を受けた職員なりでやってくださいよということでしたが、実質的になかなか困難な面もございますし、また、地区の実情等から人権協会が正面に立って相談を受けてきていただいたという、今までの経緯がございます。

それと、今回も総合相談事業交付金制度を活用するわけでございます。先ほど説明ありましたように、平成20年度から、この交付金制度が変わっております。町村長会等を通じて、この交付金制度につきまして、各町村が地域の人権課題の実態に引き続き適切かつ効果的に対応できるように、制度の充実と必要な財源の確保を、これまでも求めてきたところでございます。

その結果といたしまして、大阪府のほうでも、この総合相談事業交付金制度につきまして、これまでの成果、また効果を検証するとともに、市町村へのアンケートやヒアリングを、個別ヒアリングなどを実施されました。また、意見交換会なども開催されて、市町村の実情を踏まえながら、今後のあり方について検討をされたと聞き及んでおります。

その結果といたしまして、大阪府は市町村にインセンティブが働かない固定的な配分要素を見直されまして、小規模市町村にも一定の配慮をいただいて、取り組み実績、また寄り添い相談などのきめ細かな相談対応を重視するという方向が打ち出されまして、相談事

業に積極的に取り組む市町村を一層応援する制度に改善されてきたと聞き及んでおります。

この結果として、岬町の相談事業も今後、この交付金の対象になるということがわかりましたので、地域の実態、また生活相談事業の実態に合わせて、新たに政策を組みかえるということでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 先ほど相談の資格について、お聞きをしましたが、特に、相談員の資格についてお聞きしましたが、ほにゃららほにゃららというような相談員の正式名称というか。そういうものがあるわけではないんですね。相談員として、この要件を満たす条件としては、研修を受けた職員と先ほどお答えいただいたと思うんですが、そんなに厳しいというか。ハードルが高いということではないと受けとめていいのかどうか。お聞きをしたいと思います。

それから、財源の問題ですが、これは府の今は交付金という形になっていて、この交付金を活用してこの事業をやっていこうと思ったら、町としてもこれだけ持ち出さないとやったらだめとか。何かそういう縛りといいますか。そういうものがあるのかどうか。お聞きをしたいのと。

それから、委託先は人権協会であるということは、先ほど来のお話でわかりましたが、実際の事業内容、相談場所はどこか。また、どれぐらいの定期で相談を実施していくのか。先ほどのお話を聞くと訪問とか、そんなことも含めてお考えなのか。そういったことについてもお聞きをしたいと思います。

道工委員長 答弁者、どうぞ。

中村教育委員会事務局文化センター所長 委員の質問の資格の問題につきまして、総合生活相談員となっております。

道工委員長 それは講習だけで、修了証か何かあるのですか。もうちょっとはっきり言ってあげてください。どうぞ。

中村教育委員会事務局文化センター所長 講習資格の件でございます。総合生活相談員というものです。

道工委員長 中原委員、おわかりいただけましたですか。

中原委員 わからへんけど、それはいいです。ほかに聞いたことを答えてください。私も時間気にして聞いてますんやで、一応。

道工委員長 まだ残っている件ありますか。どうぞ。中村君どうぞ。

中村教育委員会事務局文化センター所長 何度もすみません。訪問されるかということなんですけれど、一応、訪問の相談もやる計画となっております。

道工委員長 資料あるんですか。言ってあげてください。

中村教育委員会事務局文化センター所長 何度もすみません。相談日なんですが、火曜日、水曜日、木曜日が人権協会多奈川事務所のほうです。金曜日につきましては、人権協会、淡輪事務所のほうで、いずれも午前9時から午後5時までの予定でやっていただくというように協議をしております。よろしくをお願いします。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今、相談場所と相談機会について、お聞きをしましたけれども、今、私ちょっと手元に多奈川人権協会の事務所と淡輪と今現在、行われている人権相談の、ちょっと実施状況すぐわからないのですが、それに合わせて実施をするということなんでしょうか。

道工委員長 中村君。

中村教育委員会事務局文化センター所長 その相談につきましては、今も言いましたように事務所で同じく実施してもらおう予定になっております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 ということは確認ですが、現在、行っている人権相談、やっていますね。それと全く同じ曜日、同じ時間で総合生活相談ということもお受けするということになるということではないですか。

道工委員長 それちょっと整理、きちっとしてください。

中村教育委員会事務局文化センター所長 人権相談と総合生活相談事業とは、別個なものであります。

道工委員長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、民生委員についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

予算書の87ページから89ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書88ページの一番上、節19の負担金、補助及び交付金の説明の中で、泉州南消防組合負担金ということで、計上をされております。この負担金の金額について、まず、

お尋ねをするんですが、以前、私たち議会に説明をいただいていた金額と、大きな差はないかどうか。お聞きしたいということが、1点目であります。

それから、この広域消防については、新しい署所の新設ということも予定をされていたと、これは当初から予定をされていたはずでありまして、その件については、町長にも熱心にいろんな活動を行われたと私は思っているんです。

ただ、設置される場所の問題で、私、イメージとしましては、望海坂という新しい地域ありますが、そこに比較的近いところに設置されるんだろうというイメージを持っていたんです。それは、私がそういうイメージ持ちましたのは、当初、議会に対して説明があった図面を見てですけど、当然、そのときの図面では、大まかな配置図でしかなかったんですけども、もうちょっと岬町に近いと思っていたんです。それが、消防組合議会に所属している議員に確認したりとか、阪南市の議員に確認したところ、思ったよりも阪南市よりのほうでして、その点はちょっと私、今から納得いかないといっても、もう仕方ない時期かもしれませんが、非常に残念だなと思っているんです。その辺の経緯について、新しい署所の建設される場所が決まった経緯について、説明を聞かせていただきたいなと思っています。

それから、消防にかかわって、もう一点お聞きをしたいんですが、予算書の89ページの目4災害対策費、節13の委託料で、避難行動要支援者名簿システム保守委託料というのがあるんですが、これは消防にかかわる新規施策の要援護者、避難行動要支援者名簿作成事業というものにかかわるものであるのかどうか。お聞きをしたいです。もし、そうであるとすれば、このいただいていた概要版に書かれている予算額との乖離がありますので、予算書の別のところに予算として設けられているものもあるのかどうか。その辺について、お聞きをしたいと思います。

道工委員長 先、それでは町長のほうからお願いできますか。

町長。

田代町長 この問題については、ご指摘のとおり、非常に私も気持ちの上では、副管理者という立場ですので、これについてはご理解をしていただきたいんですけども、個人的には、岬町長としていろんな意見も組合で議論をしてみました。

当初、私の考え方と阪南市長との考え方の中には、望海坂付近がいいだろうという考え方で、当初進んでおったわけなんですけれども、その後、桃の木台のちょうどバイパスの下になるのですが、それに大阪府の土地がございまして、お互い4,000平米確保する

には、やはり金額的にかなりの乖離があって、非常に工事、また土地の買収、そういったものにかかるの事業費がかかる。それから、望海坂としたら、ヘリコプター基地を持っていくとした場合、また、そういう訓練用の降下台をつくるについては、付近住民の環境等の問題があるとか、いろんな角度から検討をいたしました。そんな中で、やはり大阪府の土地については、約倍ぐらいの安い価格で面積を広くとれる、ヘリコプター基地も置けるということから、私としては、どうしても緊急、いろんなことを考えた場合に、阪南、岬の中間ということをかなり強調してきたんですけども、やはりいろんな利便性、そういった形、それから万が一、そういった急病人が出たときの搬送のためのヘリコプター基地を考えますと。それと桃の木台の人口が、かなりふえてきているということ、今後もふえる予想があるということから、お互いに議論の中で最終的には桃の木台やむなしというのが、実直のところ、私の気持ちであります。あくまで、私は中間ということを書いてきたのですが、他の管理者、副管理者等の意見も考えてみますと、やはり面積が多くて安く、土地が安く購入できるという観点。そして、非常時のときに、そう乖離が余り、距離が、余り問題ないということから、幾分か面積の、いわば判断、その桃の木台と岬消防署の間の感覚は少しありますけれども、全体的に考えますと問題ないだろうということで、今の場所に決定をして議会にご同意をもらったという経過がございます。

道工委員長 ほかに、どうぞ。

川端危機管理担当課長 予算書の89ページの避難行動要支援者名簿システム保守料ですが、避難行動要支援者名簿作成事業を平成27年度から行いますが、予算書の89ページの委託料の上の11需用費の消耗品費253万6,000円の中にソフト料として117万7,000円、備蓄品の購入費用として135万9,000円、合わせて253万6,000円が、この消耗品の内訳になっております。

また委託料のほうで、ソフトの保守料として、3万3,000円を計上させていただいています。

道工委員長 もう一点、負担金の部分、お願いします。

川端危機管理担当課長 泉州南消防組合の負担金についてですが、平成26年度当初予算から比較しまして、約1,500万円負担金が増額しております。

主な要因としましては、先ほど町長のほうでご説明されておりましたように、新庁舎建設事業に伴う負担金の増額と、高機能指令センター整備事業に伴う負担金の増額等が、要因となっております。

道工委員長 よろしいですか。どうぞ。

中原委員 今、負担金のお話されましたが、議会に対して、当初お示しをいただいていた年次的な負担の金額をお示しいただいていたと思うんです。それとの乖離を聞いたんですけど、わかれば教えてもらえますか。

道工委員長 どうぞ。

川端危機管理担当課長 泉州南消防組合設立時に、議会のほうに、当初、何カ年かの負担金の推移的なものは、ご説明をしていると聞いておりますので、資料のほうを、再度確認させていただきたいと思います。

中原委員 それは、ちゃんときょうの午後には聞けるということですね。

道工委員長 午後に聞けるんですか。

川端危機管理担当課長 はい、そうさせていただきます。

道工委員長 ほかにございませんか。

田島委員。

消防費を、最後まで終わりたいと思いますので、ご協力お願いします。

田島委員 これも関連する部分ですけれども、消防組合の負担金の部分で、署所の話ですが、これは私も当時、組合、議会議員として要望なり、意見を述べた経緯があるんです。これはあくまで署所については、やはり応援態勢が時間的に難しいということで、阪南市と岬町の間接点、行政区域です。それは当然、私もそれやったらいたし方ないということで、阪南岬の間接点で一つ計画を立ててくださいと、それは意見を述べて、議事録もあるんですけども、今のお話聞いていますと、桃の木台といえ、間接点かなり離れています。結局、岬からかなり阪南市の行政区まで入っています。

あと、ひとつへりが発着して、その当時は、へりの話は出ていなかったわけです。そして、用地の保有地の面積の部分も出ていなかったと。これは後でつけ加えて出てきた話ですね、今回、組合消防の機会です。これはちょっとおかしいじゃないかと。今、ちょっと私は思っているんです。当時、私は議会議員として岬町にとっては、やはり近いほうを、ひとつお願いしたいということで、阪南岬の間接点と言っているんです。町長も恐らく、それだけ動いてくれて、間接点という、もうかなり言うてくれていたわけですね。しかしながら、今回の回答を開けてみたら、それは当然、組合議会で決まったことは仕方ないんですけれども、結局、当時の要望・意見なりとは、何ら意味がなかったのかということで、今回、桃の木台のほうに決定した際の議論は、どういう議論であったのか。岬町で代表選

出議員が、どのような意見を述べていただいたのか。

また、自治体の選出議員はどのような意見で、桃の木台に決定したのか。その経緯について、ちょっとわかりませんので、わかれば、桃の木台に決定した経緯をちょっとご説明できたら、教えてほしいと思います。

岸本危機管理監 今までの経緯でございますが、正副管理者で、平成26年度で6回、現地視察1回、合わせまして計7回、新庁舎について議論を交わしております。

組合議会等のお話でございますが、当初予算時には、新庁舎の説明をしていましたけれども、大して反対意見等もございませんでした。正副管理者の中では、岬町としては、田島委員が言われるように、中間点というお話で町長も大分話もしましたが、最終的には、言われたように、ヘリポートとか、訓練棟の高さ制限とかの問題もございまして、大阪府の4,000平米という土地のほうにおさまったという経緯でございます。

道工委員長 田代町長。

田代町長 先ほど、すみません。答弁漏れがございまして。先ほど桃の木台の効果、いわばバイパスからの海よりなんですけれども、例えば、そこを一つの場所と決めた場合は、桃の木台全体、あの付近は大体エリアとしては問題ないんです。ところが、今度は望海坂のほうへ持ってきた場合に、桃の木台の半分ぐらいがエリアから外れてしまうというようなことが、どっちいっても問題があったんですけれども、当初の約束は阪南岬の中間やないかということ、私もかなり激高して、はっきり言ってふつうの会議ではなかったかのように、それぐらい私はかなりの意見を述べさせてもらった。そして、最終的に、私がもう仕方ないと判断した中は、あくまで、この3市3町の広域はお互いに対等の立場で、広域行政をやっているのだから、一人の意見より二人の意見が強いから、また数が多いから、それで決めるというような事は一切してはならんということから、お互いに合議制で決めるという、そこまでのお互いの意思統一をしっかりとやった上で、私は結論を出していますので、そのことも含めて、ご理解を賜りたいと思います。

道工委員長 田島委員。

田島委員 理事者側においても、やっぱりそれは相手があるものだから、いろんな議論は恐らくしていただいたと思います。

しかし、この予算の議会で、何ひとつ約束があるのではないかと。その約束を守るのは、本来の筋と違うのかという組合議会で議論あってもしかりです。全然ないということは、もう暗黙の了解したのじゃないのかと。そしたら、先に組合議会で約束した人間というの



は、どういう立場になるんだと。約束は破るものと違って、約束は守るものであって、破るんだったら、最初から約束しないほうがいいんです。破る約束は。守る約束をするのが、本来の筋です。いわゆる町長のおっしゃっていることはわかる。わかります。ということで、何ら、ヘリの問題なんか後づけです、はっきり言って。あの当時、ヘリポートをつくとか。そんな議論は出ていません。そして、用地の面積も出ていません。ただ、阪南岬の中間点に置きましょう。これは一番フィフティーフィフティーでお互いに納得する場所ですな。

ただ、望海坂の場所が狭いとか、ヘリの発着がちょっと不可能や。それやったら、土取り跡地にヘリポートつくれるんです。何も消防署の横にヘリポートつくらなくてもいいわけです、署所の横に。けが人というのは、消防署の横から発生するんじゃないんですね。全域にいつ発生するかわからないですよ。そういう議論を何でしなかったのかと。守らん約束やないかと、結局、阪南市に綱引きで負けてしまったと。僕は個人的にそう思っているんです。

しかし、やっぱり組合議会というのは、結局、民主主義でやらないかんけれども、民主主義の原理原則をやって、数多けりゃいいものと違う。私はそう思うんです。ということで、また後刻、その組合議会の議事録を一度、またいただきたいとかように思いますので、その結果です。残念な話やけれども、わかりました。結構です。

道工委員長 ほかにございません。

奥野委員。

奥野委員 私のほうから1点だけ、予算書の88ページの一番下の一般職超過勤務手当に関してですが、私も昨年議長させていただいて、災害時というか、防災対策本部、台風時とかに対策本部に出させていただいて、余り行ったことなかったんで、実際どういう内容であったのか。今までよく知らなかったんですけど、これで一般の方の超過勤務手当というのは、当然出ているんですけども、警報なりすぐ町長以下、危機管理幹部職員がすぐ寄り、災害対策本部を立ち上げから解除になるまで、ずっと長時間にわたってされているわけで、大雨の中ヘルメットをかぶって、実際、幹部の方々も巡回等々で回れる中で、やはり幹部の方々にも多少なりにも、この危険手当的なものもつけるべきでないかと、つくづく昨年災害時に行かせてもらって、ここで私ら座っているだけでしたけれど、そういうもの本当に必要じゃないかなと、ご苦労いただいている中で、危険手当という形でも手当をつけるべきであると感じるわけですが、ちょっともう幹部はつけられないと言ったら、

それまでですけど、今後そういうものをご検討いただく必要があるように、私はその場で見させていただいて、ご苦労に、そこでつける必要があるかなと、ちょっと思っておりましたので、これは今すぐ予算的なことは無理かもしれませんが、この場でよろしくお願ひしたいと、これからお願ひしたいと思ひますので。

道工委員長 町長。

田代町長 本当にありがたいご意見をいただき、感謝申し上げます。

やはり職員も、夜を徹して頑張ってくれていますし、議会の議長さんをはじめ、関係の議員さんも気にかけて本部のほうへ寄っていただいている状況がございます。

しかし、今、私どもは行政改革をやっている最中でありますので、一応、平成27年度に改革は終わりますので、一旦その時点で、今、委員おっしゃった危機管理手当等がつけられるような状況にあれば、一つ、また議会の皆さんにご相談をさせていただきたい。このように思う。その関連で、以前は食糧費とかがあったんですけども、今は、もう食糧費もなく、この前は、奥野議長さんからいろいろとお気遣いもいただき、各議員さんからもお気遣いをいただいたので、そういった状況の中で本部体制をやっているということでありますけれども、これはやはり住民の生命・財産を守る立場から、当然、義務としての仕事を全うさすということが、我々の使命ですので、そういったことで、これからも頑張っただけまいますので、ひとつ、そういったご理解をさせていただきたいと思ひます。

道工委員長 ありがとうございます。

先ほどの消防の問題で、我々組合議員として、議長と私と総務文教委員長2名が出させていただいております。場所の決定につきましては、3市3町の首長の中で相談をされたということで、それをご報告いただいたということでございましたので、あと、その分署につきましては、岬町にどうしたらメリットがあるかということ、やはりできるだけ阪南市をこちらに持ってくるぐらいの気持ちでかかってほしいということも、声は出しています。そうすれば、岬町にとって、いろんな面でプラスになるであろうということで、私のほうからも意見申し上げておりますので、あえて、つけ加えさせていただいております。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、消防費の質疑を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩することに、異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

13時20分から再開をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前12時18分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

道工委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

川端危機管理担当課長 午前の中原委員の質問に引き続き、答えさせていただきます。

泉州南消防組合の負担金につきましては、負担金額を抑えるために、構成市町の消防費に応じた平成21年度、平成22年度の決算と、平成23年度の予算額を基本として設立時に負担金の根拠としました。

平成27年度の負担金におきましても、投資的経費を除く経常経費につきましては、新たな財政負担が生じないこととして予算が編成されています。

今後の負担金につきましては、広域後3年から5年をめどに見直しを行うこととしています。

道工委員長 また、何か後ありましたら、中原委員すみませんが、直接よろしくお願いいたします。

それでは、続いて、教育費に入ります。

予算書の89ページから102ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 教育振興費にかかわって、お尋ねをいたします。

小学校、中学校と教育振興費の中で準要保護生徒に対する、いわゆる就学援助の費用が計上をされておりますので、数について確認をさせていただきたいと思います。

2013年度中の就学援助受給者数と割合、小学校、中学校、それぞれお聞きしたいと思います。2014年度については、この時期なので、もうはっきりしているのであれば、本年度中の数についてもお聞きをしたいと思います。

それから、臨時職員賃金にかかわって、お尋ねをしたいと思います。

幼稚園、小学校、中学校、それぞれ支援員の数をお聞きしておきたいと思います。支援員の数については、今年度と昨年度、それから、もしも過去の数がわかれば、もう少し古いものとも比較したいと思うのですが、古いものもお持ちかどうか、お聞きをしたいと思います。

います。

道工委員長 それでは、理事者答弁をお願いします。

内山教育委員会事務局学校教育係長 平成25年度（2013年度）の準要保護の児童数と、要保護児童数につきましてです。小学校が準要保護が127人、すみません、平成25年度です。こちらが127人、要保護につきましては5人になります。割合につきましては17.2%ということになります。

中学校が、同じく平成25年度ですけれども、準要保護の方が74名、要保護が4名、割合が17.8%、平成26年度になりますと、小学校が準要保護の方が103名、要保護の方が5名、割合が15.4%です。

中学校の平成26年度ですが、要保護の生徒数が75名、要保護の生徒数が4名、割合が17.9%ということになります。

2つ目のご質問の介助員の数ですけれども、まず、小学校が、平成27年度につきましては、介助員が15名になります。平成26年度の介助員の数ですけれども16名ということになります。

続きまして、中学校ですが、中学校の介助員は、平成27年度が3名、平成26年度が2名ということになります。

道工委員長 よろしいですか。

向井教育委員会事務局淡輪幼稚園長 平成26年度は2名で、平成27年度は1名となります。

道工委員長 中原委員。

中原委員 介助員の数について、再度確認をさせてください。2014年度については、幼稚園が2名、小学校が16名、中学校が2名ということで、来年度については、幼稚園1名、小学校17名、中学校3名という数でよかったですか。ちょっと自分のメモに不安があって、今、お聞きしたことで間違いないか、確認をしたいという簡単なことが、1点目です。

それから、介助員については、一定の基準を持って運用をされているということでありますが、必要数は、これで満たされている。必要な子どもたちに対しては手当が行き届いていると判断しているのかどうか。お聞きしたいと思います。

それから、介助員の数についてですが、もう少し古い年代の数がわかるかどうか、ちょっと聞きたいのですが、例えばですけれども、2013年度とか、2008年度とか、そういった資料、もし手元にお持ちだったら、お持ちであるかどうかだけでいいですから、聞きたいと思います。

それから、就学援助にかかわっては、小学校については、少し受給者の割合が減っているようですが、中学校については、割合としては余り減っていない。少しふえていくという状況かなと思います。この就学援助の基準について確認をしますが、生活保護基準が見直しということになりましたので、それに伴って就学援助の基準についても、悪い方向での見直しということを行わないようにと、かねてから求めてまいりましたし、国の段階でも文部科学省からは影響しないようにしたいという話もありまして、委員会の場でしたか、影響出ないように岬町としても基準は、現状維持したいというお答えいただいておりますが、来年度についても現状の水準を、基準を維持されるお考えかどうか。

また、私は、この基準の充実を求めているわけなんですけれども、基準を過去においては、一定の充実を図っていた時期があったわけで、その過去の充実のように、少しでも基準を、幅を広げると、受給資格を得る人が多くなれるようにというふうないい意味での見直しを行う考えがあるのかなのか。その点についてもお聞きしておきたいと思います。

道工委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

内山教育委員会事務局学校教育係長 まず、ご質問、最初の介助員の数の確認ですけれども、再度、すみません。申し上げさせていただきます。

まず、小学校の介助員の数ですけれども、平成27年度が15名、平成26年度が16名ということになります。

中学校のほうが、平成27年度が3名、平成26年度が2名ということになります。

それと、2つ目のご質問ですけれども、十分なかということですが、こちらにつきましては、判定委員会というものを開催しておりまして、介助が必要な子どもたちに、介助員の配置が必要かどうかということ判断しておりますので、この数につきましては適正であると考えております。

介助員の数の、次の3問目の質問ですけれども、古いデータがあるかということなんです、申しわけございません。手元に古いデータは、すみません。本日は持ち合わせておりません。

4問目ですけれども、基準についてですが、こちらにつきましては、平成26年度と平成27年度について基準の見直しは行っておりません。この基準についての拡充についてのご質問なんですけれども、こちらにつきましては、今後の町の財政状況や他の市町村の状況を考えながら検討をしたいと考えております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 なかなか、この就学援助については、拡充が認められないわけなんですけれども、また今後、ぜひ前向きに今後の点についてはご検討をいただきたいと、改めて申し上げておきたいと思います。

それに当たっては、就学援助で決められている費目の拡充も、過去にはなされているわけで、一応それは国がそういうように言っていただけのことで、お金はその分、きちっと配置はされていないんですけれど、PTAの会費だとか、クラブ活動費だとか、そういう費目についても拡充しなさいよと、文科省は言っていたわけです。それは交付税措置をされていますとまで言ったわけです。だけど、実際に交付税の中で幾ら岬町の就学援助の増額の分、入っているねんと言ったら、さっぱりわからないという、そういうことはほかの県でもよくありますが、そういうように一応、文科省のほうでも拡充を図るという方針も、もうこれは以前に示されているわけですから、ぜひ、そういう費目の拡充も含めて、ご検討をいただくように、この場では要望にとどめたいと思います。

道工委員長 ほかにございませんか。

田島委員。

田島委員 目2の教育振興費の部分、ちょっと説明を求めたいと思います。これは、私は勉強不足で、余り中身わからんですけれども、この中で準要保護児童学用品代とあるんですが、まず、準要保護児童とは、どういう方を差して言っているのか。まず、その用語の説明をちょっと教えてほしいです。

道工委員長 理事者、どうぞ。

内山教育委員会事務局学校教育係長 準要保護の児童の説明ですけれども、生活保護世帯の子どもさんに準じる生活困窮をされている子どもさんということになります。

道工委員長 田島委員。

田島委員 これは、はっきり準ずるというけれども、はっきりした定義があるんですか。生活保護に準ずる生活困窮者のという、はっきり言って物差しはどの程度の物差しで認定というか、それを決定しているんですか。それと合わせて、何名の児童がおられるか、岬町で。その数もちょっと合わせて教えてください。

道工委員長 理事者答弁してください。

資料がなかったら資料がないということで報告しないとわかりませんので、どうぞ。

内山教育委員会事務局学校教育係長 まず、2つ目のご質問なんですけれども、準要保護の方の数ですが、25年度につきましては、小学校全体で127名、26年度につきましては、小

学校で103名になります。中学校につきましては、25年度で74名、26年度につきましては75名ということになります。準要保護の方の認定の仕方なんですけれども、岬町の場合は、生活保護基準に係数1.0倍を掛けて、それを下回る世帯を準要保護世帯と見ております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 認定するのはどなたが認定しているんですか。その認定される方の役職なり、そういう役職を教えてください。

道工委員長 はい、どうぞ。

内山教育委員会事務局学校教育係長 この認定につきましては、教育委員会の事務局で行っております。申請が上がってきまして、その家庭の所得状況等を調べまして、認定を行っております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 事務局のどなたか、メンバーはどなたですか。

道工委員長 教育長。

笠間教育長 教育委員会のほうでももちろん受けるわけですが、それ以前に学校現場で各教員が子どもたちと接する、そして、その家庭の状況を調査したものを教育委員会のほうへ申請いただくと、申請いただいた中で所得、それから家族構成、いろんなことを勘案しながら決裁をとって認定しているというところでございます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 そういうことであれば、現場で評価して、評価した部分の申請をした分を事務局のほうで精査して確定するわけですね。流れについては十分理解いたしました。小学校が127名、26年度で103名、中学校で74、75。結構、そういう児童がおられるということですね。ただし、おられるんですけど、まだまだその現場ではそういう把握ができない子どもさんがいたら不幸なことであって、逆のほうというのは、多いからいうて反対しているんじゃないんです。もうちょっと現場のほうもほんとに困っている家庭、児童であるのか、やはり確認してもらって、実態把握してもらって、そして、現場から評価して事務局のほうに申請するという、その漏れのないように一つお願いしたいなと、そういう考えで質問させてもらったわけです。ということで、やはり漏れがあれば、いろいろないじめ問題もありますし、そして、その子どもがやはり経済的な問題で教育のほうに、学業のほうに力が入らないと、そうなればその子にとって一生の不幸になりますので、現場のほうは一

番大切な部分でございますので、現場の実態把握型をひとつよろしく要望して、私の質問にかえます。結構です。

道工委員長 ほかにございませんか。

鍛冶委員。

鍛冶委員 90ページの報償費、この中の普通カウンセラー報償費とか3項目ほどありますけれども、できましたら相談の件数をわかる範囲で教えてもらえますか。

道工委員長 はい、どうぞ。

山路指導課長 まず、スクールカウンセラーの相談なんですけれども、平成25年度は子ども85名、保護者127名でした。続いて、学校支援コーディネーターというのは、これは学校支援を行うコーディネーターということで、これは相談事業の報償費ではありません。続いて、スクールソーシャルワーカーについてですが、これは子どもの家庭環境改善を図っていくという業務を行っており、各校2から3件の件数を相談しております。最後に、精神科医の相談というのが、中学校のほうで精神科医の相談を月1回程度、年間10回やっております。昨年度は38件の相談件数でした。

道工委員長 鍛冶委員。

鍛冶委員 今の内容のところはわかりました。スクールカウンセラーですけど、85名と127名ですか、それは小学校、中学校も同じなわけですか。

道工委員長 はい、どうぞ。

山路指導課長 これは、小学校と中学校を合わせて延べ件数という件数になっております。

鍛冶委員 小学校と中学校の大体の比率は。

道工委員長 はい、どうぞ。

山路指導課長 この中で、中学校は大体6割程度、小学校は4割程度というような比率になっております。

道工委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、教育種の質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。予算書の102ページをごらんください。質疑はございませんか。

ないようでございます。

それでは、公債費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。予算書の102ページ、103ページをごらんください。



ただし、102ページの目、海釣り公園管理基金費は、他の委員会の所管ですので除きます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ありませんか。

ないようですので、諸支出金の質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。予算書の103ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、予備費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対です。

道工委員長 反対ですか、はい、どうぞ。

中原委員 必要と思われる予算も多く見受けられますし、とりわけ災害時の要援護者の地図データ化の事業については、これぜひとも前に進めていただきたい新たな取り組みでありまして、このことで迅速な避難につなげていただくように改めてお願いを申し上げるものでありますけれども、先ほど来の質疑を通じまして、何点か容認しがたいと考えられる点がありますので、賛同はできかねるという立場であります。

まず1点目は、マイナンバーの問題であります。これは理事者の方々とは立場が違うのかもわかりませんが、この事業については国が進めていること、当然のことではありますけれども、一人ひとりの住民の方の社会保障の利用状況や保険料や税の納付の状況を国が一手に把握をするという仕組みをつくるもので、大きな狙いとしては、社会保障費の抑制なんですね。この社会保障費を削減することを効率的に進めるという大きな狙いがありますので、こういったことを岬町として国が決めたことだからといって、そのまま住民に押しつけるということは容認しがたいというのが大きな1点目であります。

それから2点目に申し上げたいのは、消防の問題でありまして、町長は新しい署所の建設位置については、恐らく非常に憤慨をされながら抗議をしたと思うんですけれども、結果として岬町からは少し離れた位置になってしまった。私はそのことを確認したときに、

約束が違うと思いました。広域化そのものの導入についても私は反対の立場でありましたけれども、広域化ということになりますと、やはり端のほうにある地域は切り捨てられるという傾向がありますから、このことについても結果として、その一つのあらわれという残念な結果になってしまったのかなと感じて、残念に思っただけで聞かせていただきました。消防の問題が反対理由の2つ目であります。

それから3点目は、就学援助の問題で、残念ながら来年度におきましても拡充の意思は示されなかったということでありまして、子どもの貧困率が昨今非常に大きな問題になっております。全国で調査が取り組まれまして、昨年の夏の調査によりますと、子どもの相対的な貧困率は16.3%という結果が出されております。数にして6人に1人という状況に広がっているんです。この16.3%というのが全国の平均でありますけれども、就学援助を受けておられる世帯の数でいいますと、それを前後する数ということになりまして、中学生では16.3%を超える状況になっておりますから、やはりこの子どもの貧困に対して町としても尽力をいただきたいと。何らかの手当てを充実させていただきたいと感じるところであります。

それから最後になりますけれども、相談事業の問題であります。午前中いろいろとお聞かせをいただきまして、いろいろな角度からの相談事業そのものの拡充は、私は決して反対ではないんです。いろいろな場面で相談ができる場所があるということはいいことでもありますから、住民にとっても。それはどんどん進めていくべきだと思うんですが、新たに始められる相談事業については、少し不自然に感じる点がございまして。まず初めに申し上げたいのは、以前から申し上げておりますが、法律相談と人権相談、この2つの経費のアンバランスがあるんじゃないかということも以前から申し上げておりました。そういう意味におきまして言いますと、法律相談をより一層充実させる必要があるのではないかということをお聞きしてから申し上げてきたところでもあります。法律相談では、月に2回実施されておりますけれども、先ほどの質疑で3月の1回目は6人だったということであると、1回の定員が6人ですから、定数いっぱいまで相談があるわけなんですよね。そういったニーズの高いところには、より一層回数をふやすとか、充実についてもぜひ考える必要があるんじゃないかということも合わせて申し上げたいと思うんです。

それで、新たに始められる総合生活相談の事業ですけれども、先ほどお聞かせをいただいた来年度の実施計画ですけれども、多奈川の地域で行われるのが月、火、金とおっしゃって、淡輪では水、金と曜日についてはおっしゃったかなと思います。それで、同じ場所

で現在までのところ、人権相談という事業もずっと以前から行われておりまして、多奈川では火、水、木行われております。淡輪では金曜日に行われております。この実情から言いますと、多奈川で行われている火曜日の相談が2つの事業の目的で実施されるということになるんです。人の配置にずれがあるのかもしれませんが、総合生活相談という考え方の中に、恐らく人権にかかわるもの、人権問題を扱うべきものについても含まれるのが総合生活相談なんじゃないかなと思うんですよね。ということで言いますと、同じ場所で同じ時間帯に、多奈川でいいますと火曜日の9時から5時の時間帯は、総合生活相談も行いながら人権相談も行うということになるのかなと思うんです。それから、淡輪においては、同じようなことが金曜日の9時から5時に行われるということかなと私は類推をしたんです。ちょっと先ほどの答弁がよくわからない部分がありましたので、もし、来年度以降の相談活動の曜日など変更があればまた別ですけれども、午前中にお聞かせをいただいた答弁の範囲から考えますと、2つの目的でお金が投入をされていますということになるので、これは補助金を出す側もどういうように把握をされているかどうか知りませんが、考え方によっては無駄という考え方にもつながりかねませんので、相談活動を充実するという方向性は決して否定はしませんけれども、やはりやられるならより一層の効果を期待するものとして実現をしていただきたいと思ひますし、ニーズの高いところにより重点を置いていただきたいと思ひますので、そこは今後の運用についてもよくご検討をいただきながら実施していただくように、改めてお願いを申し上げます。

道工委員長　ございませんか。

田島委員、賛成ですか、反対ですか。

田島委員　賛成。

道工委員長　はい、賛成、どうぞ。

田島委員　当委員会付託の部分の一般会計について、本日はいろいろ議論したんですけれども、全般に総務費にしても消防、教育、いろんな部分を細部にわたって納得しない部分もあるんですけれども、この当初予算というのはやっぱり住民のための当初予算ですので、何ら反対すべき要因はないと思ひます。ということで、総務費についてもやはり財産管理、この部分については前向きに予算を執行して、財産を管理するという、そういう姿勢は見受けられますので、その分は大変評価すべきで、ただ残念なのは、消防の部分については、これは各組合、議会で綱引きをしたと。これはもうやむを得ないことですので、もう済んだことは余り求めても仕方ないので、今後、当町にとってもこの住民の第三生命を守るた

めにもまた一つ、いろんな条件をつけて組合議会で発言していただきたいと、かように思います。教育についても、先ほど質問させていただいたように、やはり一番大切なのは、我々に次に担う子どもたちをやはり温かい目で育てないかと。まず、子どもが勉強しやすい環境づくりですよね。ということで、やはり家庭の事情によってそういう勉強に熱中できない環境の家庭の子どもさんもいるということを経験した質問で結構、数が把握されました。ということで、やはり恵まれない子どもたちを特に手を差し伸べて教育のほうに力を入れていただきたい。できる子どもはやはり普通教育で伸びる子どもですけれども、家庭の事情で貧困とかそういう関係で勉強したくてもできない状態の子どもを現場で発見していただき、そして評価して、先ほど答弁されたように手続を踏んでいただきたい。落ちこぼれのないように、そういうことで教育関係についても妥当な一般会計の執行だということを経験して反対すべき要因がございませんので、一つ今回の当初予算については賛成として述べておきます。

道工委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号「平成27年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

道工委員長 挙手多数であります。

よって、議案第5号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第12号「平成27年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」から、議案第14号「平成27年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」までの3件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、議案第12号から議案第14号の3件については、一括議題とします。

本件については、本会議で説明は行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 予算書の229ページから264ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第12号「平成27年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第12号「平成27年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第12号は本委員会において可決されました。

議案第13号「平成27年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第13号「平成27年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第13号は本委員会において可決されました。

議案第14号「平成27年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第14号「平成27年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第14号は本委員会において可決されました。

議案第17号「岬町交流センター条例を制定する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 質疑ございませんか。ございませんか。

はい、どうぞ、中原委員。

中原委員 この新たに交流センターということで、新しいルールを設置をされるということでありましてけれども、竣工年度がいつであったのか、本会議場でお問い合わせされてたと思いますが、きょうこの場でお答えをいただけるようなら聞かせていただきたいということと、それから、この施設については、過去から長い経過があるようにはお聞きをしているんですけど、概略で結構ですので、どういった利用をされてきたのか、設立の経過とか、その後の経過についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、この施設の今後の管理について、どのように行われるのかについてもお聞きをしておきたいと思います。

道工委員長 理事者答弁、はい、どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 まず、共同作業場の過去からの利用状況を説明させていただきます。当時、共同作業場は、同和対策事業の一環として、地元の就労対策に取り組むために泉州地域で盛んであった繊維事業に着目し、ミシンを使っての縫製作業をやれば区内での就労が可能と考え、地元要望により昭和46年に共同作業場を建設しました。事業そのものは一定の成果を見たのですが、時代とともに繊維事業は衰退し、若者は地区外へ就労の場を求めるようになり、後任者もなく、残った人たちは高齢という事態に陥ってきました。こうした状況の中で、施設を取り壊すということよりは、施設の有効利用を図る方向で検討し、その結果、淡輪地域または岬町全体のコミュニティーの場として、また、各団体の会議の場として、平成15年新たに改修を行い、現在、関係者や住民の方々に利用していただいているところでございます。

2点目の岬町交流センターの条例を上程させていただいた理由としましては、人権推進課の行政所管の行政財産という位置づけで、現在は1階の会議室を各団体の活動事業という形で規定しております。今後の管理は、人権推進課が行っていきます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今後の管理についてももう少し詳しくお聞きしたいんですが、このセンターに例えば、会議室の部屋を借りたいというときは、どのように手続をして借りることになるのか。そういったことをお聞きしたいと思います。

道工委員長 理事者答弁をお願いします。

はい、どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 岬町交流センターの使用許可申請書をまず提出していただきます。それに伴いまして、その使用許可書を発行し、運営を人権推進課で行っていきたくと考えております。

道工委員長 ということは、人権推進課のほうに用紙があって出すということですか。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 はい。委員長のおっしゃるとおりでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと、許可された場合は、鍵を借りに行って、借りたい人が鍵を開けて使うとか、そういうことなんですか。何かその辺のちょっと、えらい具体的な話で恐縮ですけど、その辺についてもお聞きしておきたいと思います。

道工委員長 はい、どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 はい、鍵も人権推進課で保管し、使用時に貸して、それで返していただくという形です。

道工委員長 中原委員。

中原委員 この施設については、先ほど設立された経過、また、利用の状況等をお聞きしていますと、人権推進課が担当するのもおかしくないかもわかりませんが、過去は過去で、出発点はそうだったかもわかりませんが、現状を考えますと、人権推進課が担当するというより、ほかの集会所とか例えば、住民活動センターとかいうようなところに近いような利用を図っていこうとされているように受けとめたんです、お聞きをしますと。地域のコミュニティーの場ということで、淡輪はもちろん岬町全域にということで門戸を開かれてということですから、発展的な利用の仕方ということで、それは結構かと思うんですけど、担当が人権推進課に置くということにちょっと不自然さを感じるんですけど、そこはいか

がですか。

道工委員長 はい、どうぞ。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 過去の経過を説明させていただいたのですが、その地域、地区内、地区外関係なく今、委員のおっしゃったとおり岬町全体の交流の場と、岬町住民の方全体の交流の場という形で来られます。当初は当然、人権推進課、同和対策室と思いますが、現在、人権推進課という形で課のほうで所轄していきたいと考えております。

道工委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、賛成ですか、反対ですか。

中原委員 賛成です。

道工委員長 はい、反対ございませんか。

それでは、賛成、中原委員、どうぞ。

中原委員 今回は賛成をしたいと思います。余り前向きな賛成ではないんですけども、反対までなという気持ちです。

といいますのは、最後に今お聞きしましたけれど、全町的に活用を図っていくことを考えておられて、過去からの経緯は同和対策の一環ということであったということはお聞きしましたが、現在、またこれからの利用の状況を考えていきますと、やはり人権推進課が担当するということには不自然さを私は感じるんです。条例の中に人権啓発の推進を図りと書かれておりますけれども、人権啓発の推進だとか、青少年センターや文化センターの条例に書かれておりますような基本的人権の尊重の精神にのっとると、これは大変結構なことなんです。ただ、目的から行きますと、やはり住民同士の交流だとか、活性化ということに主軸を置くべきだと考えますので、その点では不自然さを感じるんですけども、また、実情に応じて担当課ですとか、あとは条例の内容、運用についても今後、改善を図っていただくということに期待をして、このたびについては賛同したいと思います。

道工委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。



議案第17号「岬町交流センター条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第17号は本委員において可決されました。

議案第18号「岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、本会議において資料の請求がありましたので、その資料の説明を担当課からお願いをいたします。

はい、どうぞ。

廣田（尚） まちづくり戦略室人事担当課長 委員会資料15ページ、岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例（案）につきまして、以前に全員協議会でもご説明させていただきましたが、改めてお手元の追加資料に基づき、教育委員会制度の改革の全般的な概要を補足説明させていただきます。

配付資料の教育委員会制度改革のイメージをごらんください。この資料では、教育委員会制度の制度内容の変化を比較するため、資料の左側に現行制度のイメージ図を、右側に改革後のイメージ図をお示ししております。

それではまず、資料の左側現行制度につきましてご説明申し上げます。現行制度では、教育委員は首長が議会の同意を得て任命する。教育委員長は、教育委員の互選により選出する。教育長は、教育委員の中から教育委員会が任命するという、このようなスキームで任命等が行われておりました。したがって、教育委員の互選による教育委員長と教育委員会が任命する教育長が併存し、教育委員長と教育長の責任の所在が不明確で、いじめ等の問題に必ずしも迅速に対応できないという課題がございました。また、これまで教育委員会と首長が協議を行う公式な場がございませんでしたので、地域住民の民意が十分に反映されていないという課題もございました。このような教育委員会の諸課題に対応するため、教育委員会制度改革が行われました。

次に、教育委員会制度改革の内容についてご説明申し上げます。資料の右側、改革後のイメージをごらんください。このたびの教育委員会制度改革では、まず、総合教育会議が設置されました。この総合教育会議は、首長が主催となり、教育の振興に関する施策の大綱の作成など、重点的に講ずるべき施策等について協議、調整を行う機関でございます。

この総合教育会議の設置により、教育委員会と地域の民意を代表する首長との連携強化が図られます。また、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制を構築するため、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることとなりました。この新たな教育長は、首長が議会の同意を得て任命する特別職の地方公務員でございます。任期につきましては、首長の任期中に教育行政の責任者を任命できるよう、これまでの4年から3年へと改められております。そして、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、事務局を指揮監督します。なお、現行制度の教育長と新たな教育長の身分等につきましては、資料下段で比較しております。身分から任期につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。勤務時間等につきましては、引き続き一般職の職員と同様とされております。今回、上程させていただいております岬町教育長の諸条例に関する教育委員会制度改革の補足説明につきましては、以上でございます。

道工委員長 説明は終わりました。

質疑はございませんか。よろしいですか。

中原委員。

中原委員 今回の教育委員会制度の全体的な改革について、資料をもって説明をいただきましたので、この説明に基づいて質問させていただきたいと思います。

今回のこの改革というのは、非常に大きなものだと私は思っております。現行の制度というよりも実情に問題がないわけではないというふうには思っています。先ほど説明の中で、いじめの問題1例出されましたけれども、大津市での事件のことを指しておられるのかなと思うんですが、そういったことを考えた上でも、今の教育委員会のあり方は改善が必要だと言わざるを得ないと思うんですが、ただ、本来果たすべき教育委員会の役割が形骸化してしまっている、果たせていないということに尽きると私は思っているんです。今実情としては、教育委員会の事務局が非常に大きな権限を持つような形に実態としてはなっている。それで、教育委員会としては余力が發揮できないという、そこに問題があると私は思っているんです。ですので、制度を変えることが必要なんではなくて、本来のあり方にきちっと戻していくということが必要だと思っております。それで、今説明いただいた中で、大きな変化としては、首長の役割が大きく変わると思うんです。これまで教育にかかわっては、やはり戦後、戦前の教育の反省ということがあって、教育の独自性というものについては、非常に慎重に扱われてきたと思うんです。それが今回は、首長が主権をする総合教育会議ということをして、そこで首長が大綱を作成するということにな

りますから、これは教育の独自性が守られない可能性が大いにあると。実際に田代町長がそうするかそういうことを言っているんじゃないんです。ですけど、仕組みとして、政治介入が大いに行える仕組みに今回変わるということに私間違いないと思うんですけど、その点についてはいかがですか。

道工委員長 理事者、答弁は。

田代町長。

田代町長 政治介入が教育行政に入ってくるんじゃないかという心配をなさっていると思います。

おっしゃることは当然、教育行政、あくまで政治は切り離してその教育行政をやるべきだという意見は、おっしゃるとおりだと私も思っております。しかし、これ国が今のいじめ問題を勘案している、大津市の問題を端を発して、やはり今後は行政部局もしっかりと教育委員会のそのものの中身までしっかりと見きわめた行政運営をやるべきだ、学校教育運営をやるべきだということで、国がそのように方針を打ち出したんですから、岬町としてもそれにのっとって、この制度改革をやっていききたいと、このように思っております。そんな中で、じゃあ、それでそういった政治的指導によって政治色が鮮明になってくると違うかということは、岬町ではないと思いますので、その点をご理解賜りたいと思います。

道工委員長 よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、どうぞ。

中原委員 私は、今の町長が政治介入するなんて思っていないですよ。これまでも教育への一般行政からの介入、政治介入については、慎重であるべきだということは町長の口から私複数回聞いておりますし、そういう疑いを持って反対するというわけでは決してないんですが、仕組みとしてそれができてしまう仕組みを今回つくるという、この今提案されている条例については、その仕組みが一つの影響としてあらわれたものでありますから、そのことについて賛同するというわけにはいかないと思っています。仕組みとしてこういう仕組みを導入してしまいますと、岬町でいいますと、町長が変わるたびに大綱の中身も変わるということだって大いに考えられるわけで、それを仕組みとして可能にしてしまうということではよくないと。一番の被害者は子どもであると思いますので、賛同はしかねるという立場

であります。町長の先ほどの発言の中で、国がこういうことを決めたので、岬町としてはそれにのっとってやっていくって言ったかな、いかざるを得ないというふうに、その立場も重々承知をしておるものですが、やはり教育と一般行政というのはそれぞれきちっと独立した関係を保ちながら、一般行政としては充実した教育の環境を整えるということに徹するべきだと考える立場でありますので、本件については賛同をしかねるものではありません。

道工委員長 ほかにございせんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号「岬町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

道工委員長 挙手多数でありました。

よって、議案第18号は本委員会において可決されました。

議案第23号「岬町行政手続条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

道工委員長 質疑ございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第23号「岬町行政手続条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第23号は本委員会において可決されました。

議案第25号「岬町税条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

道工委員長 まず、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第25号「岬町税条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第25号は本委員会において可決されました。

議案第32号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明は行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

道工委員長 質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 教育委員の皆さんの受けとめはいかがか。この機会にお聞きをしておきたいと思います。

それから、教育委員の方々を選任されるときに一定の要件といたしますか、例えば、保護者の代表だとか、地域のことだとか、そういうことにも配慮して教育委員の選任は行われると思いますけれども、そういった点について考え方は変わらないと理解をさせていただきたいと思っております。

道工委員長 どうぞ、中田君。

中田(道)教育次長 2点ご質問いただきました。1点目につきましては、国の制度でございます。

また、その辺は委員会の中でもご説明を申し上げまして、今、その辺はスムーズに移行すべきであるというところでご理解いただいている次第でございます。

2点目につきましては、委員おっしゃるように、選定につきましても従来からの選任に基づきまして、今後も引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

道工委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員。賛成ですか、反対ですか。

中原委員 反対です。

道工委員長 反対ですか、どうぞ。

中原委員 先ほど議案第18号のところでは申し上げたことと重なりますけれども、今回の教育委員会制度の改革というのは、教育に対して政治介入ができる仕組みをつくるというものでありますから、その点について到底賛成はできないという立場であります。

道工委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第32号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

道工委員長 挙手多数であります。

よって、議案第32号は本委員会において可決されました。

議案第33号「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

道工委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第33号「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第33号は本委員会において可決されました。

議案第34号「岬町立テニスコート条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、補足説明がございます。担当課から補足説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

中村教育委員会事務局文化センター所長 きょう、お手元に配付させていただきましたテニスコート使用料近隣市町一覧表をごらんください。それは、岸和田から以南で調査させていただきました。真ん中のところに仕様ってあるんですが、ほとんどオムニーコートといいまして、現在うちが施工しましたコートであります。その右側にコート数、面数を入れさせてもらってます。また、その右側、使用料のところなんですが、1面1時間当たりで岸和田からでは1面700円と、貝塚市では400円と、そういうような形で泉南市では750円、阪南市は500円と。一番高い田尻町が1,000円と。うちが200円という形でさせてもらってます。

最後に右側なんですが、それは夜間照明、照明設備のことなんですが、岸和田市に1カ所、貝塚市に1カ所、泉佐野市に2カ所です。泉南市に1カ所、阪南市に1カ所、熊取町に1カ所、最後、田尻町はシーサイドドームということであります。

道工委員長 説明が終わりました。

そのほか質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 本会議場での質疑の場面で、説明だったかなと思いますけれども、この一言でいうと値上げということになりますけれども、このことについては利用者からの申し出もあったと聞いているんですが、ご利用いただいている方からそういう形での協力をしたいという意向があったということですね。

道工委員長 はい、どうぞ、中村君。

中村教育委員会事務局文化センター所長 従来から定額であり、テニス協会さんのほうより使用料の見直しもという意見をいただきましたので、今年度テニスコートをリニューアルすることによりまして、改正に至ったものでございます。

道工委員長 はい、よろしいですか、中原委員。

ほかございませんか。

田島委員。

田島委員 今、答弁で区長会の要請があつて上げた。間違いないのかな。値上げの理由は、ちょっと聞き取りにくかったんやけども。

道工委員長 利用者と言うたん違うのかな。

田島委員 利用者言うたんかな。テニス協会が値上げしてくれと言うてきたんかな。

道工委員長 どうぞ、もう一度はっきりと言ってください。

中村教育委員会事務局文化センター所長 すみません。利用者団体、テニス協会も含まれるんですが、ちょっと間違つたことを言ってしまったみたいで、どうもすみません。

田島委員 利用する人が値上げしてくれと、おかしいな。いいですよ。結構安いですよね。こういう資料やったら出しやすいわな。一番安いからな。自信を持って出しやすい。そこで、これは阪南市の子ども料金並みやね、200円ね。一つ、こういうプレーした後、シャワー室とか更衣室とか、そんなんはついてるんですか、岬町は。よそは高いけどついてると思うんやけども。

道工委員長 はい、どうぞ。

萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長 内容的に言いますと、岬町の場合、今回工事をいたしましたのが、テニスコート2面分の場内のみ整備いたしました。もともとよそと比較しますと、ここには載っていませんけれども、一応、クラブハウス、トイレ、今、委員言われたようにシャワー室、またはロッカー、そういうものが整備されております。なおかつ、臨時職員に対しても、本職員に対しても、その辺は職員も常備常駐しております。



岬の場合、テニスコートのみの使用という形で現実にはトイレもございません。小学校のトイレをお借りするとか、工房みさき等を利用させていただくような形で現在利用しております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 そこを聞きたかったんです。安いからいうて何も設備なかったら安いんじゃないわけやね。このプレーした後、汗を拭いて子どもが家まで帰らんなん状態で200円と。上のはちょっと高いけどもシャワー浴びている。そういうトイレもあると。そういうことで料金体系が全然違うので、これは余り比較にならないと思いますので、今後そういうまた値上げするときは、それらしきサービス、施設もつけ加えてどうぞよろしく頼みます。この値段やったら汗かいたまま家へ帰っても何ら罰当たらんと思いますので。はい、結構です。

道工委員長 ほかにございませんか。奥野委員。

奥野委員 このコートはいつから利用できるかだけ質問します。

道工委員長 中村君。

中村教育委員会事務局文化センター所長 27年4月1日から使用を予定しております。

道工委員長 他にございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第34号「岬町立テニスコート条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第34号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案13件については全て議了をしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。

(午後 2時29分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年 3月12日

岬町議会

委 員 長 道 工 晴 久